

第二百四回国 参議院 財政金融委員会 會議録第七号

令和三年三月二十六日(金曜日)

午後一時四十五分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

野上浩太郎君

補欠選任

加田 裕之君

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 信秋君

理事 西田 昌司君
藤末 健三君
宮島 喜文君
牧山ひろえ君
秋野 公造君

委員 加田 裕之君
櫻井 充君
中西 健治君
中西 祐介君
藤川 政人君
本田 顕子君
宮沢 洋一君
元榮太一郎君
勝部 賢志君
古賀 之土君
水岡 俊一君
横山 信一君
音喜多 駿君
上田 清司君
小池 晃君
大門実紀史君
浜田 聡君
渡辺 喜美君

國務大臣

内閣総理大臣

財務大臣

副大臣

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房審議官

総務省大臣官房審議官

総務省総合通信基盤局電波部長

法務省大臣官房審議官

財務省主計局次長

財務省主税局長

農林水産省大臣官房参事官

経済産業省大臣官房審議官

資源エネルギー庁省エネルギー部

省エネルギー部

菅 義偉君
麻生 太郎君

中西 健治君

前山 秀夫君

梶尾 雅宏君

松本 敦司君

茨木 秀行君

藤野 克君

鈴木 信也君

堂園幹一郎君

角田 隆君

住澤 整君

大島 英彦君

矢作 友良君

茂木 正君

律案(内閣提出、衆議院送付)

○関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤信秋君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、野上浩太郎君が委員を辞任され、その補欠として加田裕之君が選任されました。

○委員長(佐藤信秋君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

所得稅法等の一部を改正する法律案及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、財務省主税局長住澤整君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤信秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤信秋君) 所得稅法等の一部を改正する法律案及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○古賀之土君 立憲民主・社民の古賀之士でございます。

今日は、菅総理大臣もお越しでございます。どうぞよろしく願っています。

まず、麻生財務大臣にお尋ねをいたします。

中長期の經濟試算及び特例公債法についてです

が、まず資料の一の一、お手元にありますでしょうか、御確認ください。内閣府の発表いたしました二〇二一年一月の中長期の經濟財政に関する試算で、名目長期金利について検討いたします。

この中で、二〇二六年から急激に上昇することが見て取れます。長期金利は〇%から、二一年度は〇%で、三〇年には一・五%にまでなります。

この時点で、資料二の一を御覧いただきたいんですけど、現実的なベースラインケースというのがありまして、これが最も現実的だと言われている指標なんですが、今申し上げたとおり、二一年度は〇%から三〇年度には一・五%になります。

この時点で、長期金利が經濟成長率を上回っております。二〇三一年以後はこれ示されてはいないんですけども、このままですと、こういう状況がずっと続けば財政に深刻なダメージを受けかねない状況がございます。

また、資料一の一の三段目のところにあります

が、二〇二一年から三〇年にかけての稅收を見ますと、このベースラインケースで十一・五兆円のプラスにはなっているんです。ところが、歳出のうち社会保障関係費、地方交付稅、國債費を除いた公共事業費や防衛費に使える金額を見ますと、二一年が三十一・一兆円なのに対して、ベースラインケースですが、二十七・四兆円と、これ逆に減少していく傾向が見て取れるわけですね。

つまり、麻生大臣にお聞きいたしますが、この莫大な借金が際限なく積み上がっていくことで、國債費がその分だけ増大し、財政の硬直化が進んでいく印象をこれで受けてしまうんですが、この点について、麻生財務大臣のお考えをまずお聞きいたします。

○國務大臣(麻生太郎君) 古賀先生御指摘のとおり

り、これは一般論として申し上げれば、これは、日本の債務残高というのは、これは欧米先進国に比べましても極めて厳しい状況にあるというのはいずれも事実であり、これはもう間違いない事実であります。

毎年、財政赤字によりまして公債残高というのが累増していつておるといのもこれまた事実でありまして、これで金利が上昇すれば、今は〇・何％ですけど、金利が今言われたように一だ二だということに上がってまいりますと、これ利払い費が増加すると。利払い費が増加するということが当然のこととして政策的経費が抑えられるということになりますので、財政が硬化していくということになるのは、これはもう間違いない事実であろうと思っております。

したがって、政府としては、将来の財政の硬化化を避けるために、これはもう社会保障の持続可能性を高めなにかぬわけですから、少なくとも維持せなにかぬわけですから、歳出と歳入両面の改革というのをやつていかぬかぬというの当然のことなんでしょう、財政健全化を進めていくということは重要なことだと思っておりますが、今具体的な御指摘がありました、高齢者用にもう少し字の細かいやつで次回はお願いたします。小さくて読めない、これ。

その他のところで三十一が二十七になつておるじやないかという御指摘がありました。いいところをついておられると思えます。この三十一の中には例のコロナの予備費が五兆円入つておりますので、その分がこの部分上乗せになつておりますので、これを引きますと、数字として今言われたような御心配の項目が全部低めになつたというの、結果として数字としてはそうなりますけど、このコロナの分を引いて考えていただければと存じます。

○古賀之土君 もう一問お尋ねをいたしますが、今の御答弁をいただいた中で、例えば、具体的に書いています、今日お示しをしまして字が大変小さいと御指摘を受けましたこの資料なんです、こういった中長期の経済財政に関する試算というの

は、麻生財務大臣にとりましてはどの程度の重みを持つているものなんでしょうか。つまり、これは今後の見立てとして大いに参考をされる指標なんでしょうか、それとも予測の域を出ないものなんでしょうか。お願いいたします。

○内閣総理大臣(菅義偉君) これは資料によると思われます。

資料については出ますけど、そうですね、極端な例で、よく中国政府発表の資料を信じている人が世の中にいるかと誰かが言っていました、全然違うんじゃないかという感じで見なければいかぬと思えますし、出される資料によると思えますけれども。

私も、よく政府系というのと財務省のやつとこんなずれしているじやないかというお話があったりしますが、改善とか改革とかいうのをしない今の政策そのまま続行するところなりまして、そのままだけに、それに対応して歳出改革とか歳入増とかいろいろなことによってバランスが変わつてきまして、それを差し引いてある程度読まないかぬということになるかと思えますので、資料によりまして非常に参考になる資料もありますし、なかなか基のベース、仮定を含んで読まないかぬのもはなかなか難しいと思っておりますけれども。

どの程度かという、これ、基本的に日本の資料というのは極めて参考にするべきレベルの高い種類の資料だと、私も思っております。

○古賀之土君 承知しました。

それでは、菅総理大臣にお尋ねをいたします。今お尋ねさせていただいた分も含めて、よく中長期という言葉を使われますけれども、二〇三〇年の範囲にこれも限られた試算になつています。財政の今後の見通しを立てるに当たっては、例えば二〇五〇年、更に長期の分析を行うことが私も日本にとつても必要なことではないかと考えますが、菅総理大臣はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 内閣府の中長期試算については、経済再生と財政健全化の進捗状況の評価する、このことを目的としております。二〇二五年度にプライマリーバランスを黒字化すると目標を踏まえて、二〇三〇年までの十年間の試算をお示しをしているというふうな承知をしております。

今御指摘の二〇五〇年といった更に長期の試算については、経済の前提などに大きく左右されることからお示しはしておりませんが、しかし、少子高齢化に直面する我が国にとつて、そうした将来を見据えて経済成長や財政の在り方を考えていくことは大変重要なことだと思っております。

いずれにしろ、そうしたことも視野に入れないから経済運営というのには行つていくべきだろうというふうな思いをいたします。

○古賀之土君 つまり、麻生財務大臣も極めてその指標を重要視されているという御答弁をいただきましたし、菅総理大臣もこの点については、まさしく必要があるならば更に長期の経済を、動向を見据えていく考え方も必要ではないかということとを今表明していただきました。それこそ菅総理大臣は、カーボンニュートラルの実現に向けてまさに二〇五〇年を目標にされています。そういった二〇五〇年に様々な目標値を設定するいいチャンスではないかと御提案申し上げます。

そこで、我が党では、今日は提出の資料の中には入っておりませんが、経済財政等将来推計委員会の関連する法案というのを提出させていただいております。これ、概要はどういうことかといえますと、信頼性のある統計等情報に基づいて中立公正に実施するために、行政だけではなく国会がその推計の結果を活用できるようにすることに。よって、租税を含む財政その他憲法に定める国会の機能が十分に発揮されるようにしていくという新たな委員会の設置を法案の中に盛り込んで提出しております。

是非これは、様々な指標があつて様々な取り

方、受取方があるというこの時代の中で、しっかりと国会の役目を果たす上でも、是非この我が党が出している法案もしっかりと審議の上、御検討いただければ大変有り難いと思っております。菅総理大臣の御所見を改めてその辺伺います。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) どうしても国会のこととは国会でということになつてしまふというふうな思いをいたします。

○古賀之土君 しつかりとそういった法案を提出させていただく、提案もしてまいりますので、是非、麻生財務大臣、そして菅総理大臣、御検討いただければ有り難いと思っております。

資料の二でござります。イラストが入つております。

来年度の特例公債の発行額は実に三十七兆二千五百六十億円となつております。全部一円札にして積み上げますとおよそ三百七十三キロメートル、富士山の標高のおよそ十倍、国際宇宙ステーションに届きかねない状況です。これは別に、立てたからではありません。札束として百万円が一センチの厚み、これを換算してこの途方もない長さになる、高さになるということです。

ここまで巨額の特例公債を発行することについて、最終的な責任者である菅総理大臣にお尋ねをいたしますが、著書のタイトルをもつて、この特例の公債の発行がもう特例でないようなイメージさえ持たれかねないこの問題について政治家の覚悟を是非お聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 我が国の財政は、急激な高齢化の進展に伴う社会保障費の増大などによって巨額の特例公債の発行を余儀なくされる状態が長年にわたつて続いてきております。さらに、今年度は、新型コロナ対策のための三度の補正予算を編成し、これまでにない規模で対策を行つてきた結果として、追加で八十兆円の国債を発行し、来年度末の残高九百九十兆円に上ると見

込まれており、大変厳しい状況であります。

こうした大量の国債は、現在のところは市場で低金利かつ安定的に発行できておりますが、その根底にあるのは我が国の経済財政運営における信頼があると考えられ、将来にわたって維持するためには財政健全化の取組、ここは不可欠だと考えます。

このため、私の内閣としては、まずは経済あつての財政との考え方の下に、成長志向の経済政策を進め、経済再生に取り組みとともに、財政健全化の旗も下ろさずに、歳出と歳入両面において改革の努力を続けていきたいというふうに思っています。

○古賀之土君 ありがとうございます。

一つだけ訂正させていただきます。富士山の標高の十倍ではなく、百倍でございます。国際宇宙ステーションにも届こうかという三百七十三キロの高さでございます。

では、それぐらい特例公債が状況が大きくなっている中で、時間の関係で資料の五、御覧いただきたいんですが、来年度の主要の三税の状況です。主要の三税と申しますのは、消費税、そして所得税、法人税、この三税でございます。

皆様はもう御存じだと思いますが、国民の皆様方は、この所得税、それから法人税、消費税、一体どれぐらい来年度は予測が歳入として立てられているか、その順番は御存じでしょうか。実は、今出ているこの状況を見ますと、消費税が一位の二十兆円、そして所得税が二番目で十九兆円、そして法人税が三番目でおよそ九兆円です。言ってみれば、いつの間にか消費税が最も大きな歳入になつていて、こういう状況に至つていて、こういうことを、私ももちろんでなければ、国民の皆様にもしっかりと理解をしていただければならないような時期に来ていると思っております。そこで、菅総理大臣にもお尋ねをしたいと思っております。

財政の健全化というお話がありました。いつの間にかこの税の主要三税の順位が入れ替わつてお

ります。今後の主要三税の在り方、税率も含めまして、これ国が行く末を健全化していく、あるいは財政を健全化していくためにも大変必要なところでございますので、菅総理大臣のこの主要三税に関する考えを、今後どのように道筋を立てられていらっしゃるか、御意見を伺いたいと存じます。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 少子高齢化社会が進む我が国において、所得税、法人税、消費税、このいわゆる基幹三税の中でも、社会保障の財源である消費税の役割が一層重要になっていくことはこれ確かなことだと思います。いずれにしろ、所得税、法人税、消費税を適切に組み合わせながら必要な税収を確保していくことが重要だと思います。

それぞれの税目の今後の在り方については、こうした考え方の下に、経済社会の情勢の変化、こうしたことを丁寧に見極めた上で対応していきたいというふうに思います。

○古賀之土君 それでは、同じ質問を麻生財務大臣にもお尋ねいたします。どのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今言われましたように、法人税率が約九%、あつ、九兆円とか、消費税が二十兆円ぐらいですかね、所得税、ちよつと低くて十九兆ぐらいだと思いますけれども、

税制について、これいろいろ言われますけれども、所得税に関しては、今までと違つてサラリーマンからフリーランスというんですか自由業というんですか、そういったようなものいわゆる仕事の流動化が進んだというか変化してきたということによつて、これは公平な税制を考えないと、サラリーマンという前提でやりますとかなかなか不公平が起きますので、そういった意味でいろんな控除というのを見直しをさせていただいておりますのは御存じのとおりです。

法人税につきましては、これはもうかつてのあれに比べまして法人税は引き下げられておりますので、昔は三四・何%、三四・五六六か、それが

今は二九%ぐらいまで下がつてきております。ただ、これでもまだ他の国に比べて法人税というのは高い比率になっておりますけれども、いずれにいたしても、成長志向の法人税改革として租特なんかを切つて税率は高めたり、傍ら法人税率を引き下げたり、いろいろさせていただいております。

消費税につきましては、これは先ほど総理の方からお話があつておりましたように、日本人の場合、いわゆる勤労世代という働く世代のところの人口が減つてきて、いわゆる負担するわけではなく受益する高齢者の人口比率が高くなつて、スタートした、そうですね、国民皆保険がスタートいたしました昭和三十五年当時に比べますと、働く人六人で高齢者一人、今が二・四ぐらいで一人ぐらいになつてきていると思つたので、人口比が極端に変わつてきておりますので、このまま行きますと、高齢者の受益の部分に勤労者が負担するとなると、六対一が二対一ということになっておる現状を考えますと、三倍ということになります。

これはとてもじゃありませんけど、勤労者も増やせんと、そういった意味では、過日、こういった高齢者にもそれなりに負担をしていただくというようなことをいろいろ考えさせていただいて、みんなでこれを全世代型で補充していくということをしていかないとどうにもならぬということ、基本的に三十年ぐらい掛けて、直接税、間接税の比率が八対二ぐらいでスタートしたと記憶しますけど、今はそれが六五対三五ぐらいまでになつていて、今後は思いますが、そういった形にさせてきていただきたというのが今の流れだと思つておりますので、これそういった形でやっていかないと今後の税制はもたない、財政収入はもたないという形で、という前提で、この三つ、ちよつとそこらのところを、背景等々を御理解いただければと存じます。

○古賀之土君 結びの質問になります。

その前に一つ、その税制の在り方も、消費税が一番になつてしまったということを考えると、抜

本的にこの税制ですとか控除、こういったものを見直す時期にも来ていると思つたので、是非その辺は、我が党の提案も含めまして、また問題提起も含めましてしっかりと議論、意見交換をしたと思つたので、よろしくお願ひいたします。

結びの質問は、昨年の本委員会では、国税職員の内定確保、職務の困難性、特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実、職場環境の整備、特段の配慮、努力を払うことと附帯決議を行つております。本件に関しまして、総理大臣から一言、御所見を述べていただければと思つたので、これを結びにいたします。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 経済の国際化やICTの進展によつて税務行政が複雑化するとともに申告件数も増加している、そうした中で引き続き適正、公平な課税を実現していくこと、これは極めて重要なことだというふうに考えています。

このため、来年度の国税庁の定員については、厳しい財政状況の中でも増加させており、引き続き、御指摘の附帯決議も踏まえ、国税の現場で働く人々の職場環境の整備に努めていきたい、このように考えます。

○古賀之土君 麻生大臣、そして菅総理大臣、引き続き後押しをよろしくお願ひいたします。質問を終わります。

○音喜多駿君 日本維新の会の音喜多駿です。

所得税法とも密接に関わる課題でございますので、今日は菅総理に、いわゆる同性婚、これをめぐる諸課題についてお伺いをいたしたいと思つたので、

先週、札幌地裁でいわゆる同性婚訴訟の判決が出まして、現状は違憲であるという判決が出ました。非常に画期的なものでありますし、私も応援してまいりましたので、当事者の方々には深く敬意を表したいと思います。

やはり今、同性パートナーの方々、この所得税法でいえば例えば配偶者控除、こうしたものが一切受けられない、こういう状況はやつぱり格差があつて差別であるという現状が示されたわけ

ありますけれども、なら、ここから一足飛びに、じゃ、同性婚を法制化しようというような議論になると、今回も衆参いるんところで議論されていきますが、そういう提案をしても政府側からはなかなか消極的な見解しか出てこない。やっぱり極めて難しい問題だとは私も存じております。

その同性婚の議論も前に進めてほしいんですが、であれば、私から今日、菅総理に御提案申し上げたいのは、まずは同性パートナーシップ、地方自治体で既に実績があるこの同性パートナーシップから検討を始めるべきではないかと。既に、まあ民間調査しかないので数字にいろいろあるんですけども、多い調査で七十八自治体でこの同性パートナーシップというのが条例で施行されています。

なので、やはり戸籍まで含めた同性婚というのは、家族の在り方、いろんな伝統的価値観、様々な課題があると思います。でも、そうしたものを棚上げして議論が進まなければ、実際に目の前に不利益を被っている方々が救えない。ですから、せめてこの同性パートナーシップ制度、これを法制化をして不利益を一つでもなくしていく、こうしたことを是非、菅総理のイニシアチブで前に進めていただきたいと思うんですが、御見解をお伺いいたします。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今御指摘をいただきました札幌地裁の判決は確定前のものであり、また他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずはその判断をこれは注視していきたいというふうに思います。

また、同性のパートナーについても、婚姻によつて生ずる法的利益と同様の効果を一部生じさせることは現在でもこれ可能であります。以上が法的利益を同様に付与するかどうかは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であつて、極めて慎重な検討を要するというふうに考えます。

なお、この同性のパートナーについても、今御指摘いただいた所得税法における配偶者控除も含

め様々な制度の中でどのように取り扱われるべきかは、それぞれの制度との関係で検討されるべき問題と認識しておりますが、政府としては、多様な性が尊重され、お互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることが出来る社会を実現する、このことは重要だというふうに認識をしています。

○音喜多駿君 ありがとうございます。ちょっと重ねてお伺いしたいんですけども、今まさに最後あつたように、この多様性を推し進めるということが、まさにこの同性婚というのは多様性の課題だというふうに思います。

日本の社会は、どうしてもこの多様性というのは、私は非常に未熟というか進んでいないと思えます。これは、伝統的価値観が日本を支配している、何が、保守的で駄目だと、そこもあるんですけど、それだけではなくて、実はリベラルと言われる方々とか多様性を進めようと言っている方々の方も、ちょっとでも自分と考え方が違つて、それはもう完全に間違つている、差別だみたいな形で敵対してしまつたり、寛容を求めると、それは不寛容になつていくという現状も私は日本社会にはあると思うんですね。だからこそ、いわゆる保守と思われる政党であつたり政治家であるこうした人たちがこの多様性の政策を前に進めていくことに、私は深い意義があるんだろうなと思つています。

私自身も、エドモンド・バークを尊ぶバイキアン、保守政治家だと自称しておりますけれども、やはり違いを少しずつ乗り越えて、一足飛びにフルスペックの同性婚、家族の在り方まで手を入れなくても、まずできることから、税制の一つでも改正をしてこの不利益を被る人たちをなくしていく、差別を少しでも解消していく、こうしたことを前に進めていくということは、菅総理もデジタル改革、カーボンニュートラル、非常に重要だと思えますけれども、実は誰もできてこなかったこの多様性を前に進めるということは、本当にこの菅政権、菅総理にとつて大きなチャンスであつ

て、日本社会において誰も解決できなかった問題を解消することだと私は思うんですけども、この多様性の政策、前に進めるお考えをいま一度ちょっと総理にお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今申し上げましたけど、多様な性、そして創造性、こうしたものがやはり尊重される社会、お互いの人権や尊厳を大切にすると、そうしたことが大事だというふうに思っています。

○音喜多駿君 ありがとうございます。大事だと思つているということですので、是非それを一つでも制度に落とし込んでいただいて、今回、違憲判決も出ておりますので、当事者の方々に、思いに寄り添えるこの社会をつくっていただきたいということをお望み申し上げます。

最後、一問ですね。東京都が今回、新型コロナ対応で全国で初めて時短命令を発動いたしました。ところが、これ非常に多くの疑問の声があつておまして、二十七店舗出されたうちの二十六店舗が一つの会社で、要請に従わなかった店舗が二千以上あるの、一つの会社だけが狙われている。これはちょっとさすがに行政執行の観点から公平性、そして透明性に反するような事態ではないかという指摘が相次いでおります。

法律制定時に、このように特定の業者に絞つて命令を出す、こういった手法を自治体が取ることが想定されていたのでしょうか。また、こうした事態になつたことの要因の一つには、やはり協力が十分支払われていないですし、既に我が党がずっと求めてきたように、事業別の補償、こうしたものを政府がなかなか検討せずに協力の在り方の問題が未解決のままになつてしまつていた、こうした点があるのかと私たちは認識しています。総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今回、この特例法に基づき命令の実施、これに当たつて知事は、特に必要があると認めるときに限りこれを講ずることができるとなつております。また、東京都から

は、都の職員と警察とで訪問を行うなどして二十時以降の営業が明確に確認できたことから、複数の事業者に対し順次こうした手続を踏んだ上で命令を行ったと、そういうふうに報告を受けています。

また、今御意見ありました事業規模別の支援、これについては、特措法により休業などを命令した場合でも補償の対象とはならないが、要請を受けた飲食店の経営や国民生活への影響を緩和するため協力を支給することになっております。

現在は簡易な申請で迅速に支給する、一律で支給されておりますが、不公平である、そういう声も伺つております。事業所の規模に応じた対応も今後検討すべき課題だと政府は受け取つております。

○音喜多駿君 時間なので終わりますけれども、今おっしゃつていただいたように、東京都からの報告ではそうなのかもしれないですし、一義的には確かに自治体の長が決めることであります。ただ、この法律自体作つたのはやっぱり政府でありますから、そこはしっかりと一度問題を精査していただければ、私は今回、東京都や都知事の方にはいささか疑問を覚えておりますので、しっかりとこの点は私も注視して問題提起をしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。○上田清司君 国民民主党・新緑風会、新緑風会の上田清司です。

菅総理が、カーボンニュートラル投資促進税制を制度設計されたことは評価したいと思います。期限措置で三年間という中身ですので、非常に小ぶりです。二〇五〇年にカーボンニュートラルの実現ということを考えれば、この三年というのは極めて短いと思つております。

昨年の十二月に出ました二〇五〇年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、これを読み込みましたところ、分野横断的な主要政策ツールで、予算、税制、金融、規制緩和・標準化又は国際連携、さらには各産業分野ごとにそれぞれ考え、取組方の方向性が出ております。非常に

細かい部分もありますけれども、二〇一八年の時点の十・六億トン、二〇三〇年に九・三億トン、そして二〇五〇年に実質ゼロに展開するというような数値目標しか出ておりません。二〇五〇年までの工程を見ていくと、集中的な議論を行って成長戦略の改定を反映するとか実施方針の策定をしていくとか、これからやりますという内容に終わっているような気がいたします。

また、この二〇一八年CO₂十・六億トンを二〇三〇年までに九億トンにするということについても、平成二十七年七月の数値目標で、二〇五〇年カーボンニュートラルを目指してゼロベースで検討するという内容にもなっております。日本は、計画の策定において結果確認プロセスがないために、漠然と進み、時が来て結果が見えるという傾向にあるのではないかと思います。

ワクチンの接種で、菅総理が大変御苦労されていることもよく分かります。しかし、現実的にはワクチン接種国で日本は最低レベルです、その実施率がですね。御案内のように、イスラエルとかイギリスあるいはアメリカなどの、五九・六％とか、イギリスの三九・六％、アメリカの二三・七％の先進国どころか、ブラジルの四・八％、パングラデシュの二・九％、インド二・七、インドネシア二％にも後れ、日本は僅かに〇・四％と、いわゆるワクチン接種国の中でワクチンの接種率は最低クラスです。

そういう意味でも、この具体的な目標とそして結果が出てくることに関して、経過のプロセスが、目標設定が十分にできていない、この傾向がはいわゆる発電量に占める再生エネルギーの比率なんです、二〇一〇年程度は日本もイギリスもドイツも似たような状況だったんですね。ところが、この時期から一気にまさにカーボンニュートラルに向かっての世界の動きが始まって、二〇二〇年の段階で、これ暫定値です、日本は二三％。ドイツなどは五一％も上げているわけですね。これもまさに日本の結果確認のプロセスというものが

が余りないために、やっつけていきますと、しかし、それは終わったとき初めて見えるというような世界になっているのではないかとこのように思っております。

そこで、質問ですが、総理から、二〇五〇年にカーボンニュートラルにするという大方針以外に、関係僚僚並びに政策担当者、年度ごと、分野別の目標達成に向けての工程表などをしっかりとやれというような具体的な指示がなされていたかどうか、確認させていただきます。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私自身は、二〇五〇年カーボンニュートラル、高い目標を掲げて経済社会を変革をし、力強い成長を生み出して世界をリードしていきたい、そういう思いで二〇五〇年を宣言しました。宣言したからには、これ、担当大臣を含め政府全体としてその目標に向かって進んでいかなきゃならない、そうしなければ世界からも相手にされない、そんな時代になってきていると思いますよ。

今委員から御指摘いただきましたけど、二〇三〇年の二二とか二四、今、私どももそうなっています。しかし、こういう目的の中で、状況の中で、やはりしっかりと目標を掲げて数字を積み重ねていって、そのことが結果として検証しながら前に進んでいかなきゃ、これなかなか世界からも相手にされない、そんな時代になっているというふうに思っています。

いずれにしろ、私は、この二〇五〇年を宣言してから、全閣僚に対して、また経産、環境両大臣を呼んでこうしたことについて強く指示をして、今、両省を中心に政府全体として状況を整理しているところです。ですから、今年はいろんな会合があります。今年の十一月にはCOP26あります。それまでの間もG7とかいろいろな会合ありますので、そういう中に向けて、今全力でこの我が国の方針を積み上げて行っているところであります。

また、委員御承知だと思いますけれども、特にこの十四産業においてはまず積み上げやっつけてい

すけど、それ以外に全省庁でこうしたことを行って、二〇五〇年、まさにカーボンニュートラルを実現できるようにしたいと思っております。

とめを目指しております。そして、我が国もこうした議論に積極的に参加しているところで、

○上田清司君 菅総理が御指示をされたということとはよく分かりました。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

御案内のとおり、安倍内閣においても、経済成長のための未来会議や様々な会議がありました。産業競争力の会議もございました。しかし、御案内のように、産業競争力は年々落ちるばかりです。一昨年は三十四位、昨年は三十七位と。平成元年からの四十四年、世界一が四十四年間続いたということがうそみたいな話です。

せつかくなので総理のそのデジタル戦略に関連してちょっとお聞きしたいんですけど、判こをなくせ、できるだけ紙をなくせというのがありますけれども、総理のお考えになつてデジタル戦略というのは、この世の中全ての書面、紙の契約、こういうものをなくせと、デジタル、オンラインにしろというようなことを求めておられるとは思いますが、要するに申し上げたいのは、デジタル、オンライン化できるものはすればいいと思うんですけど、どうしてもそれにそぐわないもの、例えば安全に関するものとか、あるいは消費者保護とか、紙だからいろいろ防いできたというふうなものもあると思うんですけどね。

○大門実紀史君 大門です。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 誰もがこのデジタルの恩恵を最大限受けることができる世界に遜色のないデジタル社会の形成に当たっては、国民が安全、安心で暮らせる社会の実現がこれは大前提だというふうに考えています。

総理はデジタル戦略を進めようとしておられますけれども、税制でいいますと、Googleやフェイスブックなど国境を越えて事業展開をする巨大IT企業に課税しようと、課税するといういわゆるデジタル課税がこれは国際的にも課題となっております。

技術的に対応可能な全ての契約書面のデジタル化を進めていますが、書面での手続の廃止を求めているものではありません。今般のデジタル改革関連法案においても、押印、書面の見直しを図り、デジタルによる手続を可能にする一方で、例えば保険契約における契約条件の変更の通知は、消費者保護の観点等から配慮を要する手続についてはデジタル化の対象とはしない、そうしたことをしっかりと対応しながら、そうしたことを考えながら対応していきたいというふうに思います。

デジタル課税について、総理の御見解をお聞きしたいと思っております。

○大門実紀史君 おっしゃるとおりだと思います。

このため、OECDやG20、ここを中心に議論を行い、本年半ばまでには国際的な合意の取りま

商法の改正案が提出されております。これから衆議院で審議なんですけれども、この特定商取引法というのは、トラブルの多い訪問販売等々、そういう商取引から消費者を守るための法律でございます。

改正案そのものは全体的に改正で、みんな賛成ということなんです。ただ、急遽総理が号令掛けられたデジタル化戦略をちょっと勘違いした人がいるのか分かりませんが、今の総理のおっしゃったことと違って、この特定商取引法、特商法で今まで、やっぱり危ない世界なんです。書面での契約というのが義務付けてきたんですよ。ところが、今後は本人の同意があればオンライン、デジタル化でやれるような改正案がこれ入っちゃっているんですね。

私はジャパンライフ問題というのをずっとやってきましたけど、本人の同意というのは、だまされるときはもう関係ないですよ。もう本人の同意取ってだましているんですね。だから、本人の同意取ればというのは、何とというか、歯止めにならないんです。この消費者問題というのは、お年寄りの被害なんかそうですね。それをオンライン、ポタン一つ、ワンクリックでやると。しかも、契約書はパソコンかスマホの中のブックボックスに入ってしまうと。

そうなる大変心配だということで、例えば私があるんな相談乗っていたジャパンライフでいいですよ、大体お年寄りなんです。横に若いジャパンライフの社員が座って、おじいちゃん、おばあちゃんに、まあ一応、契約書読んで、それで、代わりに読んであげようかと、で、判こ出してきてと言つて、そのときに、ちょっと待ってねと、息子に聞いてからにするわねとかですね。これ、ちょっとワンクッションあるんですね。紙とか契約書とか判この世界は。ところが、あのときに、オンライン化オーケーとなつたら、ジャパンライフの社員は恐らく、一緒にクリック押してあげて、次、チェックしたらいいのよとやって、もうばんばんばんといってしまうと。したがっ

て、まず入口でいろいろ考える時間、ためらう時間がデジタル化によってなくなってしまうんじゃないかと。

これ、現場の相談受けていた相談員の方々からそういう声がいっぱい出ておりますし、被害が発見するのも、家族が発見するんですよ、大抵。本人、いいと思ってやっていたりするわけですね。ところがお金がどんどんなくなっていくと。何でなくなっているんだらうと。で、娘さんがお父さんに、おじいちゃんに、何でこんなお金減っているの。で、いや、分からない。聞いてみたら、たんすの中に契約書があつて、これ何の契約書ということ。で、娘さんが電話して、消費者センターに電話して発覚していくということで、契約書を見て、あ、これだ。という気が付く場面があるんですね。ところが、ブックボックスになつちやいますと、パソコンとかスマホに入つちやいますと、お金減っている理由は分からない、本人も言わないと。いいことやってると思つてもう黙っているというふうなことで、発見が遅れるというのがあるわけですね。

したがって、この特定商取引法の、特商法の世界では、やっぱり書面交付義務とわざわざ付けたのはそういう歯止めいろいろなるからなんですけど、それを今回、先ほど申し上げたように、デジタルでいいと、書面じゃなくてもいいというふうな改正案が入ってきたんですね。これで、消費者団体、弁護士会、消費者相談員協会も、みんながもう物すごい今反対の声が起きていて、大変な事態になつていまして。

これは、総理はそんなことを思つてデジタル化を進めてくれとおっしゃつたわけじゃないと思うんですけど、ちょっとよく分かりませんが、新任の消費者担当大臣が、全体がもうデジタル化だといふのもうやっちゃえ、やれといふふうな御指示されたのかどうか分かりませんが、御指示されたの、総理が思つていらつしやる、先ほど御答弁いただいたことと違うことが現場でうわあとなつていっているというふうなことで、総

理、御存じでしたか。
○内閣総理大臣(菅義偉君) 自身、正直承知していませんでした。ただ、当然、本人の同意、それと歯止めだとか、そういういろいろなことがあるんだらうと思ひます。
いづれにしる、今御指摘をいただきましたので、そこについてはちょっと考えさせて、検討させていただきます。こう思います。

○大門実紀史君 ありがとうございます。
是非担当大臣に本当のデジタル化戦略の意味を伝えていって、現場はちょっとこれはもう大変な事態になつていまして、せつかく何年ぶりのいい改正案がこの点で、この点でもう全部、賛成だ。た人がみんな反対に回ろうかというふうな大変な事態になつていまして、デジタル化戦略とはこういうものではないということ、よく担当大臣に話を聞いて、正すところは正していただきたいというふうな思ひます。御要望しておきます。

もう一つお聞きしたいのは、富裕税でございますが、これはもう麻生大臣とは何回も議論してきたことなので、予算委員会で一度、菅総理ともお話をいたしましたけれど、格差が広がつていまして、いふこともございまして、世界ではアメリカもイギリスも富裕層に増税しているということが動きになつていまして。

今までの御答弁は、いや、日本も金融所得課税、かつて一〇%だったものを二〇%に上げましたというふうな繰り返しておっしゃるんですけど、もう何年もたつわけですね。最初一〇%のときも低過ぎるということで、特別措置だから低過ぎるというので、本則に戻すべきだということ、もう何度も何度も、あつ、塩川さんのときからですね、もうずうつと議論してきてやつと引き上げられたと。

で、それからまた何年もたつて格差も広がつていまして、やってきましたということよりもこれから上げるべきだと、今上げるべきだということ、繰り返して、我が党だけではありませんけれど、

お話をしているわけなんですけど、今回は、今回の税制改正には入っておりませんが、やはり富裕層がもう一遍に今資産を増やしておりますので、やはりこのままじゃなくて、やっぱり負担能力ありますから、もう少し負担をしていただくというふうな方向で次に向けて検討してほしいと思ひます。総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私も前回答弁させていただきましたこととほぼ同じ答弁にこれ当然なるわけでありまして、所得再分配というのはまさに税制の持つ重要な機能の一つであり、富裕層の方々に応分の御負担をいただくことは、ここは重要であると考えています。

ただ、税制によるこの再分配機能の回復を図るために、これまで、先ほど言われましたが、所得税については、最高税率の引上げだったとかあるいは金融所得に係る税率の引上げ、こうしたものを行ってきました。また、相続税についても最高税率の引上げ、これも行ってきています。

今後の税制の在り方については、所得格差や資産格差の状況を含めて、経済社会情勢の変化を丁寧に見極めた上で検討をしていきたい、こういうふうな思ひます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。
もう一問だけ、せつかくです。中小企業に対する幾つかの税制あるんですけど、今回、従来からやってきた部分をちょっとそぎ落とすとして、これからMアンドAも含めていろいろ展開するところ、ちょっとソフトしているんですけど、やっぱりコロナ禍ですから、まず今生き延びてもらうというふうな、従来やっていた中小企業向けの税制もやっぱり手厚くしていく、そしてもちろん次のことも考えていくという点が必要かと思うんですけど、それは予算委員会で議論させてもらいましたが、やっぱり中小企業、ただ大きくなればいいというものがなくて、小さくても技術を持って頑張つて、別に大きくならなくてもいいと、小さい方がやりやすいという企業もあるわけですから、ただ大きくする方向で税の支援をする

だけじゃなくて、全体を見て中小企業税制というのはお考えいただきたいと思いますが、一言、総理からいただければと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) やはり中小企業税制、その形でなくて、やはり足腰を強くしてこれは生き延びていく、そうした中小企業をつくる、これも当然大事なことだと思っています。

いずれにしろ、そうした中で中小企業もやはりしっかりとなきゃならないということは全く変わっていませんので、そうした中で、合併して大きくなるということだけでなく、やはり足腰を強く、また柔軟に生き抜くことのできる、そうした中小企業を目指すべきだと思います。

○大門実紀史君 以上で終わります。ありがとうございます。

○渡辺喜美君 みんなの党、渡辺喜美です。

総理、大変お疲れさまでございます。あと十四分間の辛抱でございます。

お手元にコピー、ああ、今配っていますかね。これは、十三、四年前、総理と私が月刊現代という総合雑誌で対談をしたものであります。

一枚おめくりをいただきますと、右側のページに、一九四〇年体制の亡霊という見出しが付いております。一九四〇年体制というのは、一言で言えば、企業は競争するな、国家目的に奉仕せよという統制型のシステムを官僚主導で進めていくという体制であります。

戦前の日本はごく普通の資本主義国家だったのでありますけれども、昭和金融恐慌や大恐慌によってもたらされた貧困対策をおこなったために、国家社会主義とかコミンテルン思想がはびこった。で、昭和十五年前後にこういう統制経済のシステムが確立された。ネーミングしたのは、野口悠紀雄さん、元大蔵官僚でございますが。

こうした認識について、まさか菅総理が私と同じような御認識をお持ちだということがこの対談で分かってまして、当時私は非常に感激を受けた覚えがあるんですが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私、今日こうして渡

辺議員から質問を受けるということの中にこの今添付の冊子を見まして、大変実は懐かし、元気がある時代だったなというふうには思っています。

ただ、私は、この思いというのは変わっていません。やはり政治家になった限りには、自分の思い、ただ一直線に行かないかもしれないけれども、回り道しても自分の目的をやはり実現するということが大事だというふうには思っています。

私自身、前安倍政権の中で官房長官の時代に考えていましたのは、まさにこのことをやり遂げたい。そういう中で、例えば、各省の縦割りを排し戦略的な人事を実現するための内閣人事局、これをつくらせてもらいました。さらに、農業、農業改革について、私自身が官房長官でありながら農業改革を一生懸命に後押ししました。そして、四十年ぶりの減反政策の見直し、そして六十年ぶりの農協改革、七十年ぶりの漁業改革、同じく七十年ぶりの森林改革、こうしたものを行ってききました。

また、残業時間に初めて罰則付きの上限を設ける、まさに七十年ぶり、これも七十年ぶりだった労働法改正、こうしたものを支援する中で、そうした気持ちを大事にしながら、国民の皆さんも将来的に安心をして安全な生活をする事ができるようなそうしたことをやり続けていきたい、このように思っています。

○渡辺喜美君 私に言わせれば、菅総理は筋金入りの改革派であると、そう信じております。

ただ、最近どうも防戦一方みたいな報道がなされているので、そのところは私は非常に心配をしております。この際、反撃に転じられたらいいかがでしょうか。元々、これ見れば分かるように、もう確固たる信念をお持ちなんです。私のように講釈垂れないだけなんです。

ですから、例えば今天下りとおっしゃいましたけど、天下りっていつ頃できた慣行かと。やっぱり昭和十五年前後なんです。統制型のシステム維持するために、植民地つくって、そこに天下ると。それが、戦後、年功序列人事維持のために、

もう幹部になると外側へ押し出すと、そういう人事制度が延々と続いてきている。統制型を維持しないと天下り先がなくなっちゃうというわけですよ。今度の電波の問題なんかはその典型例ですね。相変わらず延々と続いている。ですから、民間事業者は、こういう規制でがっちり電波仕切りゃと、接待するか天下り受け入れるかしか方策がなくなっちゃうわけじゃないですか。

ですから、これは総理、攻めの姿勢に転じて、例えばもう電波オークションというのはいきなりやるとみんなびびりますから、このところは、まず規制主体を透明化する、で、電波割当ての権限を総務省から分離する。これはもう野党も反対できませんから。同じようなことを言っているんですから、皆さんね。

ですから、せっかくデジタル庁をつくるんで、デジタル庁にこの電波割当て権限、電波が有効さされているかどうかを外部から監視するという権限を移管したらいいかがでしょうか。そして、電波監理委員会、ちやうど原子力規制庁と原子力規制委員会みたいな関係ですけども、こういう仕組みをつくられたらいいかがでしょうか。四番と五番まとめての質問です。

○内閣総理大臣(菅義偉君) なかなか答弁しにくい話ですけども、電波は国民共有の財産であって、誰もが利用できることが大切であるというふうに思います。

電波の割当ては、放送や電気通信事業者に係る行政と同様に情報通信行政であり、これらを一体として扱う必要があることから、情報通信行政を担う総務省において所管をされています。それと同時に、この電波情報通信サービスを支える重要なインフラであって、電波行政はこのような国民共有の財産である電波の公平かつ能率的な利用を確保するものであります。

いずれにしろ、そうした中で、中立性、公共性、透明性をより一層確保する中で様々な対応策というのは、ここは検討しておかしくないというふうに思っています。

○渡辺喜美君 とにかく、菅総理の改革派たるゆえんを示すのに非常にいい分野だと思いますよ。通信とか放送の分野はもう専門家と言っているだけですからね。

内閣参与の高橋洋一教授、菅総務副大臣の頃からのブレンカと申します。多分、しよっちゅう連絡は取っておられるんだと思いますが、高橋洋一教授が、NHK教育テレビの周波数帯をリバーオークションに掛けて、携帯の電波帯として使えるようにしたらどうかと、こういう提案をしておられるんですね。これによって、もう本当に多くの人々が非常にハッピーになる。まず、NHKの受信料が下げられますね。NHK自身は、教育テレビのコンテンツをネット配信することによって、より充実させることができるようになるわけです。多種多様な映像コンテンツを同時配信できるようにするわけですね。また、文科省のG I G Aスクール構想にもかなう話になります。

このリバーオークションによって、携帯向けの設備投資も少なく済むようになるし、携帯料金の値下げも更に可能になっていくと。こういういいことずくめの話なんです。NHKだけは猛反対しているというわけですが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) まず、NHKは、公共放送として公衆の要望を満たすとともに、文化水準の向上に寄与するという位置付けであります。また一方、そうした中において、次期中期経営計画については、受信料の引下げ、さらには保有するチャンネルの削減などの方針をこれ現に示している、このことも事実であります。

引き続き、NHKを始め、公共放送の基本的な役割を果たしながら経営のスリム化やガバナンス改革を不断に進めていく、このことが大事だというふうに思います。

現在、今申し上げましたように、受信料の引下げや保有するチャンネルの削減等の方針を私どもの内閣になってから示しています。

○渡辺喜美君 NHKのバランスシート見ます

と、資本の部が七割です。負債が三割。自己資本比率七割、超優良会社なんです。高橋参与は、BSも民営化すると受信料は、公共放送としての受信料は三百円ぐらいで済んじゃうという試算も併せて述べておられます。

先ほど農政の話がされましたけれども、農地改革というのは実はGHQがやったことになっていますが、これも実は戦時体制の下で企画立案されているんですね。お米の経済を国家社会主義の下に置いたのは昭和十七年。その頃、地主から買うお米は安く、小作人から買うお米は高く、地主に払うのは物納じゃなくて金納制になると。これ、固定化したことによって、インフレになるともうほとんどその地主のメリットがなくなる。昭和十五年から二十年の間で、その小作人の方の負担割合は五割から二割弱まで下がっている。もうまさにあの時代がやった話なんです。

ところが、残念ながらそういう農地が細分化されることによって、戦後の日本の農業というのは本当にじり貧の一途をたどってきております。

株式会社社の農地取得については二年間延長ということになりましたけれども、これもこういうじり貧農業に風穴を空ける一手となりますが、総理の御決意はいかがでしょう。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私、先ほど申し上げましたけれども、第二次安倍政権できて最初に手掛けたのがこの農業改革であって、まさに四十七年ぶりの減反政策の見直しから農協改革、林業改革、漁業改革、行ってきました。

そういう改革をする中で、やはり地方に元気になつてもらいたい、活力ある地方をつくりたいと、そう考えたときに、やはり農業に従事する人たちの所得を一定以上の所得までしなければならぬと思っています。

そういう中で、そうした地方をつくりたい、そういう思いで今取り組んでおりますが、まさにこの農業を地域をリードする成長産業にするためには、意欲と能力のある担い手、ここに農地を集積をし大規模化を図って、そうした意味で、企業の

農業参入は農業の活性化のためにこれは必要だと思っております。

また、農業バンクを創設をし、リース方式によって農地の集積、今これ進めています。また、所有権取得の要件緩和により、企業の参入も併せて進めてきております。ここ五年で株式会社参入は、リース、所有権の取得共にこれ二倍に増加しています。また、株式会社社の農地取得を更に容易にした国家戦略特区の措置について、来年度中に二ゾンの問題点の調査を行い、その結果に基づいて全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う、こういうことになっています。

いずれにしろ、そうした改革が一步步でありませうけれども進み始めていることは間違いないし、そこを推進したいと思っております。

○渡辺喜美君 とにかく、真の官邸主導、真の議院内閣制の実現、そのためには内閣人事局を強化をすることが極めて大事なことでございますので、その点だけ申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(佐藤千秋君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でございます。

他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○牧山ひろえ君 立憲民主・社民の牧山ひろえです。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論いたします。

審議冒頭の本会議代表質問において私は指摘しました。これらの両法案は、税制や国債といった

歳入に関連するという共通性があります。歳入に關しては、直接的、間接的に国民に負担をお願いするものである。政治に対する信頼が必要不可欠であると述べました。

この後、政治に対する信頼は、回復するどころか下落する一方です。河井元法務大臣は、国会として国民に対しての説明責任を果たさないうままでの議員辞職をされる。違法接待疑惑はますます広がりを見せているのに、私が提案した独立性の高い第三者機関による全省庁を対象とした抜本的な調査には消極的。内閣提出法案にはミスが続出する。副大臣の元スタッフによる給付金詐欺。この有様では、歳入に関する法案を審議する基礎条件をそもそも満たしていません。委員会でも十四時間審議が行われましたが、本会議で私が指摘した懸念は晴らされません。

所得税法、すなわち税制については、デジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラルなど、私たちがかねてより求めており、方向性としては正しいものも含まれています。

しかし、政府案には、所得再分配機能の低下を改善するための抜本改革の方策が不十分です。政府・与党には、格差の拡大による社会的な分断のおそれに対する危機意識が決定的に欠如しています。審議の中でも、野党から所得再分配機能を改善する方向性から様々な提案がありましたが、国民のために大局的視野からそれらの提案を柔軟に受け入れようという姿勢もありません。

特例公債法については、前提条件ともいうべき財政再建への道筋に説得力がありません。また、単年度主義が継続されてきた当時の政策担当者の思い、そして、ねじれ国会という特殊状況を前提に例外中の例外として複数年度化が行われたという歴史的経緯を軽視しています。

また、前回改正の際の答弁との整合性も取れていません。抜本的な認識として財政民主主義への尊重が薄いのではないかと思わざるを得ません。以上、この法案は正当性に甚だ欠けるものであることを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

す。

○音喜多駿君 日本維新の会の音喜多駿です。

会派を代表いたしまして、所得税法等の一部を改正する法律案には賛成、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案には反対の立場から簡潔に討論を行います。

まず、所得税法の一部を改正する法律案につきましては、まだまだ改善点があるとはいえ、ポストコロナを見据えた日本社会と経済にとつて必要な取組と考え、こちらは賛成をするものです。

一方の特例公債法については、こちらは先日の本会議でも指摘をさせていただきましたが、本法案は赤字国債の発行に関する特例措置を五年間延長するもの、すなわち、今後五年間、国会の審査に服することなく、政府の赤字国債の発行が行えるフリーハンドの状態にしているのです。

しかしながら、これは、我が国の財政に関する法的規律として唯一の存在である財政法四条一項の趣旨に反するばかりか、昭和四十年以来積み上げてきた単年度、この特例公債発行の国会による審査の歴史を踏みにじるものであり、不合理かつ国会軽視であつて、許容することはできません。ねじれ国会など特段の事情がない中、赤字国債を五年間自由に発行できる状態にしてしまうことは、我が国の財政問題や社会保障の在り方の議論を停滞させることにもなりかねません。現下の財政出動、積極財政を否定するものではなくありませんが、必要な財政出動の規模は、その都度、毎年国会審議に服すべきものと考えます。

ゆえに、特例公債法案には強く反対することを表明いたしました。討論といたします。

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史です。

両改正案に反対の討論を行います。

所得税法等改正案に反対する最大の理由は、所得の再分配に逆行するからです。日本でも世界でも経済格差が拡大する中、政府に求められているのは所得再分配政策です。

ところが、今回の税制改正は、金融所得課税の税率引上げを見送っただけでなく、高額所得者であるフアンドマネジャーへの事実上の減税措置が新たに盛り込まれています。これは、この間、日本を含む各国政府が取り組んできた国際的な税の引下げ競争をやめて公正な税制を構築しようという流れにも逆行するものと言わなければなりません。

ウイズコロナ、ポストコロナで取り組むべき課題は、貧困と格差の是正です。今、世界はその打開の方向を模索し始めています。アメリカ、イギリスでは法人税率の引上げ、富裕層への課税強化の方向を打ち出しました。研究開発減税など、大企業優遇、富裕層優遇税制の是正こそ日本が進むべき道です。

特例公債法については、質疑でも指摘したように、プライマリーバランスなどの具体的な財政健全化目標との関係を放棄しました。これでは、今後、何年でもまとめて特例公債の発行ができるようになってしまいます。国会のチェック機能と審議権を奪うものであり、賛成できません。

以上、主な反対理由を述べて、討論といたします。

○委員長(佐藤信秋君) 他に御意見もないようです。両案に対する討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤信秋君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、牧山君から発言を求められておりますので、これを許します。牧山ひろえさん。

○牧山ひろえ君 私は、ただいま可決されました所得税法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、公明党、日

本維新の会、国民民主党・新緑風会及びみんなの党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 日本社会の特徴でもあった分厚い中間層が減少し、低所得の貧困世帯の増加、高所得層と低所得層の二極化が進んでいる状況に鑑み、所得税や贈与税などの在り方を改めて見直し、所得再分配機能・資産再分配機能の強化を検討すること。

二 税制の公平性を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。

三 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の見直しを確保すること。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

四 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理

理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(佐藤信秋君) ただいま牧山さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤信秋君) 全会一致と認めます。よって、牧山さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、麻生財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。麻生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきまして、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして配慮をいたしてまいりたいと存じます。

○委員長(佐藤信秋君) 次に、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤信秋君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、牧山さんから発言を求められておりますので、これを許します。牧山ひろえさん。

○牧山ひろえ君 私は、ただいま可決されました財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲民主・社

民、公明党、国民民主党・新緑風会及びみんなの党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法律案の成立により、令和三年度から令和七年度までの間、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債の発行が可能となることに鑑み、将来世代に負担を先送りする特例公債の発行に当たっては、財政規律の維持に留意し、野放図な特例公債の発行を厳に慎み、発行額の抑制に努めることにより、子や孫の世代に対する責任を果たす財政運営を行うこと。また、一般の新型コロナウイルス感染症への対応に伴う特例公債の発行についても、将来世代に対する責任を十分に踏まえること。また、令和八年度以降は、財政法第四条の原則に基づき、適切な措置を講ずること。

二 日本国憲法で予算の単年度主義を定める意義に鑑み、財政規律の維持、特例公債発行額の抑制等は、財政民主主義に基づく国会の責務であり、権能であることを踏まえ、再考の府である参議院として、令和三年度から令和七年度までの特例公債の発行に対する抑止力を十分に発揮できるよう、政府は、単年度ごとに財政健全化目標の進捗状況やその目標達成に向けた課題等に関し、国会に対する説明責任を十分に果たすこと。

三 政府は、令和七年度の国及び地方公共団体を合わせたプライマリーバランス黒字化と、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとする財政健全化目標の実現に向けて万全を尽くすため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。

四 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期

すための国債発行を踏まえつつ、大量の国債発行が継続している現状に鑑み、国債価格の長期的な安定化に向けて注視するとともに、財政の健全化と投資家の多様化に向けて一層の努力を行うこと。

五 我が国における人口の減少や少子高齢化の進展を踏まえた経済の活力の向上及び持続的な発展の実現並びに持続可能な財政構造の確立のため、中長期的な視点に立った政策を立案することの重要性が増大している現状に鑑み、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計が信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施され、国会がその推計の結果を活用することで財政等に対する民主的統制の権能が十分に発揮できるようにするため、政府は、経済及び財政等に関する将来の推計の信頼性の向上に関し、必要な検討や協力を行うこと。

右決議する。
以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(佐藤信秋君) ただいま牧山さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤信秋君) 多数と認めます。よつて、牧山君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、麻生財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。麻生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(佐藤信秋君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤信秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤信秋君) 関税率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました関税率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、令和三年三月末に適用期限が到来する暫定税率及び特惠関税制度等について、その適用期限の延長等を行うことといたしております。

第二に、ポリ塩化ビニール製使い捨て手袋の暫定税率を設定し、無税とする等、個別品目の関税率の見直しを行うことといたしております。

そのほか、関税率表の品目分類に関する改正等、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(佐藤信秋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十五分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、関税率法等の一部を改正する法律案

関税率法等の一部を改正する法律案

関税率法等の一部を改正する法律

(関税率法の一部改正)

第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二九一七・三九号を次のように改める。

二九一七・三九

その他のもの

一 二・六ーナフタレンジカルボン酸ジメチルエステル

二 その他のもの

四・六%

別表第二九二一・五一号を次のように改める。

二九二一・五一

オルトフェニレンジアミン、メタフェニレンジアミン、

パラフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれ

らの誘導体並びにこれらの塩

一 メタフェニレンジアミン

二 その他のもの

五・三%

無税

し、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。

別表第四類の注に次のように加える。

6 第〇四・一〇項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない（主として第四部に属する。）。

別表第〇四・〇三項中「ヨーグルト」を削り、「問わない。」の下に「並びにヨーグルト」を加え、同表第〇四〇三・一〇号を削り、同表第〇四〇三・九〇号の前に次の一号を加える。

〇四〇三・二〇	ヨーグルト	一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）	三五%及び 一キログラ ムにつき 一、〇七六 円
	二 その他のもの		
	(一) フローズンヨーグルト		三五%
	(二) その他のもの		二五%
別表第〇四・一〇項を次のように改める。			
〇四・一〇	昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		一五%
〇四一〇・一〇	昆虫類		
〇四一〇・九〇	その他のもの		

一 あなつばめの巢
二 その他のもの
二・五%
一五%

別表第七類の注3中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。

5 第〇七・一一項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。

別表第〇七〇四・一〇号中「カリフラワー」の下に「及びブロッコリー」を加える。

別表第〇七〇九・五一号の次に次の五号を加える。

〇七〇九・五二	きのこと（もどりたけ属のもの）		五%
〇七〇九・五三	きのこと（あんずたけ属のもの）		五%
〇七〇九・五四	しいたけ（レンティヌス・エドデス）		五%
〇七〇九・五五	まつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェ ラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオ レンス及びトリコロマ・カリガトゥム）		五%
〇七〇九・五六	トリフ（セイヨウショウロ属のもの）		五%
別表第〇七・一二項中「例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、」を削る。			
別表第〇七一二・三三号の次に次の一号を加える。			
〇七一二・三四	しいたけ（レンティヌス・エドデス）		一五%
別表第八類の注に次のように加える。			
4 第〇八・一二項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。			
別表第〇八・〇二項中	〇八〇二・九〇	その他のもの	
	一	ペカン	五%
	二	その他のもの	二〇%

〇八〇二・九一	その他のもの		
〇八〇二・九二	殻付きの松の実	二〇%	
〇八〇二・九二	殻を除いた松の実	二〇%	に改める。
〇八〇二・九九	その他のもの		
	一 ベカン	五%	
	二 その他のもの	二〇%	

別表第〇八〇五・四〇号中「(ポメロを含む。)」を「及びポメロ」に改める。

別表第〇八・一二項中「例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、」を削り、同表第〇八一二・九〇号中「(ポメロを含む。)」を「及びポメロ」に改める。

別表第〇八一三・五〇号中「第〇八〇二・九〇号」を「第〇八〇二・九一号から第〇八〇二・九九号まで」に改める。

別表第一〇類の注1(B)ただし書中「碎米」の下に「を含み、第一〇・〇八項には、サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないもの」を加える。

別表第一二二一・五〇号の次に次の一号を加える。

一二二一・六〇	アフリカンチェリー(ブルヌス・アフリカナ)の樹皮		無税
---------	--------------------------	--	----

別表第二三類の注1(B)中「血液型判定用試薬(第三〇・〇六項)」を「血液型判定用のもの(第三八・二二項)」に改める。

別表第三部の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。

別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。

別表第一五類の号注中1を2とし、その前に次のように加える。

1 第一五〇九・三〇号において、バージンオリブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で一〇〇グラムにつき二・〇グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 三三一一九八一に定めるバージンオリブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。			
--	--	--	--

別表第一五・〇九項中「一五〇九・一〇」	バージン油		無税
---------------------	-------	--	----

一五〇九・二〇	エクストラバージンオリブ油		無税
一五〇九・三〇	バージンオリブ油		無税
一五〇九・四〇	その他のバージンオリブ油		無税

別表第一五・二〇項を次のように改める。

一五・二〇	オリブのみから得たその他の油及びその分別物(第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)		無税
一五二〇・一〇	粗製のオリブかす油		無税
一五二〇・九〇	その他のもの		無税

別表第一五・一五項中「及びその分別物」を「又は微生物性油脂及びこれらの分別物」に改め、同表第一五・五〇号の次に次の一号を加える。

一五二五・六〇	微生物性油脂及びその分別物		一キログラムにつき一七円
	一 酸価が〇・六を超えるもの		一キログラムにつき二〇円七〇銭
	二 その他のもの		一キログラムにつき二〇円七〇銭

別表第一五・一六項中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の一号を加える。

一五二六・三〇	微生物性油脂及びその分別物		四%
---------	---------------	--	----

別表第一五・一七項中「若しくは植物性油脂」を「植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第一五・一七・九〇号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの」に改める。

別表第一五・一八・〇〇号中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に、「若しくは植物性油脂」を「植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め

る。

別表第四部の表題中「製造たばこ代用品」の下に、「非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしな
いかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限
る。）」を加える。

別表第一六類の表題中「魚又は」を「魚、」に、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物又は昆虫類」
に改める。

別表第一六類の注1中「第三類」の下に、「第四類の注6」を加え、「魚並びに」を「魚、」に、「水
棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物並びに昆虫類」に改め、同注2中「血」の下に、「昆虫類」を加え、
「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

別表第一六類の号注1中「又は血」を「血又は昆虫類」に、「又はくず肉」を「くず肉又は昆虫
類」に改める。

別表第一六〇一・〇〇号を次のように改める。

一六〇一・〇〇	ソーセイジその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類 から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製 食料品	
	一 昆虫類のもの	一二%
	二 その他のもの	一〇%

別表第一六・〇二項中「及び血」を「血及び昆虫類」に改め、同表第一六〇二・一〇号を次のように
改める。

一六〇二・一〇	均質調製品	
	一 昆虫類のもの	一二%
	二 その他のもの	二五%

別表第一六〇二・九〇号中	(一) その他のもの	八%
	(二) その他のもの	八%

別表第一六〇五・五九号を次のように改める。

一六〇五・五九	その他のもの	
	一 くん製したもの	六・七%
	二 その他のもの	九・六%

別表第一八類の注1を次のように改める。

1	この類には、次の物品を含まない。	
(a)	ソーセイジ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊 椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超 えるもの（第一六類参照）	
(b)	第〇四・〇三項、第一九・〇一項、第一九・〇二項、第一九・〇四項、第一九・〇五項、第 二一・〇五項、第二二・〇二項、第二三・〇八項、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の調製 品	

別表第一九類の注1(a)中「血」の下に、「昆虫類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」
に改める。

別表第一九〇二・二〇号中「血」の下に、「昆虫類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動
物」に改める。

別表第二〇類の注1中(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、同注1(b)中「血」の下に、「昆虫類」を加え、「水棲
無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改め、同注1中(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 植物性油脂（第一五類参照）

別表第二〇〇八・九三号中「ヴァキニウム・オクシココス及び」を「及びヴァキニウム・オクシココ
ス及びこけも」に改める。

別表第二〇・〇九項中「又は」を「、ナット又は」に、「を含み」を「及びコナツウオーターを含
み」に、「グレイプフルーツ（ボメロを含む。）ジュース」を「グレイプフルーツジュース及びボメロ
ジュース」に改め、同表第二〇〇九・八一号中「ヴァキニウム・オクシココス及び」を「及びヴァキニ
ウム・オクシココス」ジュース及びこけも」に改める。

別表第二二類の注1(e)中「血」の下に、「昆虫類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」

に改め、同注1中(e)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)の次に次のように加える。

(f) 第二四・〇四項の物品

別表第三二・〇二項中「果実」の下に、「ナット」を加える。

別表第三三・〇六項中「植物性」の下に「又は微生物性」を加える。

別表第二四類の表題中「製造たばこ代用品」の下に、「非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかもしれないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）」を加える。

別表第二四類の注に次のように加える。

2 第二四・〇四項及びこの類の他の項に属するとみられる物品は、第二四・〇四項に属する。

3 第二四・〇四項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。

別表第二四類に次の一項を加える。

二四・〇四	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）	
	非燃焼吸引用の物品	
二四〇四・一一	たばこ又は再生たばこを含有するもの	無税
	一 シートたばこ	
	二 その他のもの	四%
二四〇四・一二	その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）	三・八%
二四〇四・一九	その他のもの	
	一 製造たばこ代用品	四%
	二 その他のもの	三・八%
	その他のもの	

二四〇四・九一

経口摂取用のもの

一 チューインガム

二 その他のもの

経皮摂取用のもの

二四〇四・九二

別表第二五類の注2中(ij)を(k)とし、(e)から(h)までを(f)から(j)までとし、(d)の次に次のように加える。

(e) ドロマイトラミングミックス（第三八・一六項参照）

別表第二五類の注4中「膨脹させ」を「膨張させ」に改める。

別表第二五・一八項中「及びドロマイトラミングミックス」を削り、同表第二五一八・三〇号を削る。

別表第二六類の注1(f)中「参照」を「及び第八五・四九項参照」に改める。

別表第二七類の号注5中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

別表第六部の注3中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。

4 名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第三八・二七項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第三八・二七項には属しない。

二八四四・四〇	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスプレイン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物	無税
別表第二八・四四項中		
	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一	

二八四四・四二	○号のもの、第二八四四・二〇号のもの及び第二八四四・三〇号のものを除く。)並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物	無税
二八四四・四一	トリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・四二	アクチニウム二二五、アクチニウム二二七、カリフォルニウム二五三、キュリウム二四〇、キュリウム二四一、キュリウム二四二、キュリウム二四三、キュリウム二四四、アインスタイニウム二五三、アインスタイニウム二五四、ガドリニウム一四八、ポロニウム二〇八、ポロニウム二〇九、ポロニウム二一〇、ラジウム二二三、ウラン二三〇及びウラン二三三並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	無税

に改める。

二八四四・四三	トを含む。)、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・四四	放射線残留物	無税
二八四五・二〇	ほう素一〇を濃縮したほう素及びその化合物	無税
二八四五・三〇	リチウム六を濃縮したリチウム及びその化合物	無税
二八四五・四〇	ヘリウム三	無税
別表第二八四五・一〇号の次に次の三号を加える。		
別表第二九類の注1(g)中「若しくは香気性物質」を「香気性物質若しくは催吐剤に改め、同注4中「酸素官能基」を「酸素官能基」に改め、同注5(c)(3)中「すべて」を「全て」に、「生じる」を「生ずる」に改める。		
別表第二九・〇三項中	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	を
二九〇三・三一	二臭化エチレン (ISO) (一)	四・六%
二九〇三・三九	二ジプロモエタン	四・六%
二九〇三・四一	トリフルオロメタン (HFC一三)	四・六%
二九〇三・四二	ジフルオロメタン (HFC一三)	四・六%

二九〇三・四三	二)	フルオロメタン (HFC-141)、一・二・ジフルオロエタン (HFC-152) 及び一・一・ジフルオロエタン (HFC-152a)	四・六%
二九〇三・四四	二a)	ペンタフルオロエタン (HFC-125)、一・一・一・トリフルオロエタン (HFC-143a) 及び一・一・二・トリフルオロエタン (HFC-143)	四・六%
二九〇三・四五		一・一・一・二・テトラフルオロエタン (HFC-134a) 及び一・一・二・二・テトラフルオロエタン (HFC-134)	四・六%
二九〇三・四六		一・一・一・二・三・三・一・ヘキサフルオロプロパン (HFC-227ea)、一・一・一・二・三・一・ヘキサフルオロプロパン (HFC-227eb)、一・一・二・三・三・一・ヘキサフルオロプロパン (HFC-236b)、一・一・二・三・三・一・ヘキサフルオロプロパン (HFC-236e a) 及び一・一・一・三・三・一・ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	四・六%
二九〇三・四七		一・一・一・三・三・ペンタフル	四・六%

二九〇三・四八		オロプロパン (HFC-245fa) 及び一・一・二・二・三・ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	四・六%
二九〇三・四九		その他のもの 非環式炭化水素のふつ素化誘導体 (不飽和のものに限る。)	四・六%
二九〇三・五一		二・三・三・三・テトラフルオロプロペン (HFO-1234yf)、一・三・三・三・テトラフルオロプロペン (HFO-1234ze) 及び (Z) - 一・一・一・四・四・四・ヘキサフルオロ-二・二・ブテン (HFO-12336mzz)	四・六%
二九〇三・五九		その他のもの 非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体	四・六%
二九〇三・六一		臭化メチル (ブロモメタン)	四・六%
二九〇三・六二		二臭化エチレン (ISO) (一・	四・六%

に改め、同表第二九〇三・

二九〇三・六九	二―ジプロモエタン その他のもの	四・六％ 四・六％
七―号中「クロロジフルオロメタン」の下に「(HCFCl ₂)」を加え、同表第二九〇三・七二号中「ジクロロトリフルオロエタン」の下に「(HCFCl ₂ ―二三)」を加え、同表第二九〇三・七三号中「ジクロロフルオロエタン」の下に「(HCFCl ₂ ―四一、一四一b)」を加え、同表第二九〇三・七四号中「クロロジフルオロエタン」の下に「(HCFCl ₂ ―四二、一四二b)」を加え、同表第二九〇三・七五号中「ジクロロペンタフルオロプロパン」の下に「(HCFCl ₂ ―二五、二二五c a、二二五c b)」を加え、同表第二九〇三・七六号中「プロモクロロジフルオロメタン」の下に「(ハロン―二二―一)」を、 「プロモトリフルオロメタン」の下に「(ハロン―二四〇二)」を加える。		
別表第二九類第四節中「エーテルベルオキシド」の下に「アセタールベルオキシド、ヘミアセタールベルオキシド」を加える。		
別表第二九三〇・二〇号の前に次の一号を加える。		
二九三〇・一〇	二―(N・N―ジメチルアミノ)エタンチオール	四・六％
別表第二九・三二項を次のように改める。		
二九・三二	その他のオルガノインオルガニック化合物	
二九三二・一〇	テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	四・六％
二九三二・二〇	トリブチルチル化合物	四・六％
	非ハロゲン化有機りん誘導体	
二九三二・四一	メチルホスホン酸ジメチル	四・六％
二九三二・四二	プロピルホスホン酸ジメチル	四・六％
二九三二・四三	エチルホスホン酸ジエチル	四・六％
二九三二・四四	メチルホスホン酸	四・六％
二九三二・四五	メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との一対一の割合の塩	四・六％
二九三二・四六	二・四・六―トリプロピル―一・三・五・二・四・六―トリ	四・六％

二九三二・四七	オキサトリホスホン酸二・四・六―トリオキシド (五―エチル―二―メチル―二―オキシド―一・三・二―ジ オキサホスフィン―五―イル)メチルメチルメチルホスホ ネート	四・六％
二九三二・四八	三・九―ジメチル―二・四・八・一―テトラオキサ―三・ 九―ジホスファスピロ〔五・五〕ウンデカン三・九―ジオキ シド	四・六％
二九三二・四九	その他のもの ハロゲン化有機りん誘導体	四・六％
二九三二・五一	メチルホスホン酸ジクロリド	四・六％
二九三二・五二	プロピルホスホン酸ジクロリド	四・六％
二九三二・五三	O―(三―クロロプロピル)O―〔四―ニトロ―三―(トリ フルオロメチル)フェニル〕メチルホスホノチオネート	四・六％
二九三二・五四	トリクロロフォオン(ISO)	四・六％
二九三二・五九	その他のもの	四・六％
二九三二・九〇	その他のもの	四・六％
別表第二九三二・九五号中「すべて」を「全て」に改め、同号の次に次の一号を加える。		
二九三二・九六	カルボフラン(ISO)	四・六％
別表第二九三三・三三号中「フロマゼバム(INN)」の下に「カーフェンタニル(INN)」を加 え、「フェンタニル」を「フェンタニル」に改め、「プロピラム(INN)」の下に「レミフェンタ ニル(INN)」を加え、同号の次に次の四号を加える。		
二九三三・三四	その他のフェンタニル及びその誘導体	四・六％
二九三三・三五	三―キヌクリジノール	四・六％
二九三三・三六	四―アニリノ―N―フェネチルピペリジン(ANPP)	四・六％
二九三三・三七	N―フェネチル―四―ピペリドン(NPP)	四・六％
別表第二九三四・九一号の次に次の一号を加える。		

二九三四・九二 その他のフェンタニル及びその誘導体 四・六%

別表第二九三六・二四号中「ビタミンB₃又は」を削る。

別表第二九三九項中「エフェドリン類及びその」を「エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの」に改め、同表第二九三九・四四号の次に次の一号を加える。

二九三九・四五 レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメ

タンフェタミンラセメート並びにこれらの塩

無税

別表第二九三九・七一号を削り、同表第二九三九・七九号の前に次の一号を加える。

二九三九・七二 コカイン及びエタコニン並びにこれらの塩、エステル及びそ

他の誘導体

無税

別表第三〇類の注1(b)中「喫煙者の」を「ニコチンを含有する」に、「調製品」を「物品」に、「第一・〇六項及び第三八・二四項」を「第二四・〇四項」に改め、同注1に次のように加える。

(j) 第三八・二二項の診断用の試薬

別表第三〇類の注3(a)(2)中「すべて」を「全て」に改め、同注4(e)を次のように改める。

(e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかいないかを問わない。）

別表第三〇・〇二項中「並びに」を「」に改め、「物品」の下に「並びに細胞培養物（変性したものであるかいないかを問わない。）」を加え、三〇〇二・一一 マラリア診断試験キット

三〇〇二・一九 その他のもの

無税

三〇〇二・二〇 人用のワクチン

無税

三〇〇二・三〇 動物用のワクチン

無税

ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品

三〇〇二・四一 人用のワクチン

無税

三〇〇二・四二 動物用のワクチン

無税

三〇〇二・四九 その他のもの

無税

に改める。

細胞培養物（変性したものであるか

ないかを問わない。）

三〇〇二・五一

細胞治療製品

無税

三〇〇二・五九

その他のもの

無税

別表第三〇六・二〇号を削り、同表第三〇類に次の一号を加える。

三〇〇六・九三

プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限り。）

無税

別表第三二〇四・一七号の次に次の一号を加える。

三二〇四・一八

カロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品

五・三%

別表第三四類の注1(a)中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

別表第三四・〇二項を次のように改める。

三四・〇二

有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇二項のものを除く。）

陰イオン（アニオン）系の有機界面活性剤（小売用にしてある

かないかを問わない。）

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

六・二%

三四〇二・三九

その他のもの

六・二%

その他の有機界面活性剤（小売用にしてあるかいないかを問わない。）

三四〇二・四一

陽イオン（カチオン）系のもの

六・二%

三四〇二・四二

非イオン系のもの

六・二%

三四〇二・四九

その他のもの

六・二%

三四〇二・五〇

調製品（小売用にしたものに限り。）

三四〇二・九〇	一 調製界面活性剤 二 その他のもの	六・二％ 四・六％
	一 調製界面活性剤 二 その他のもの	六・二％ 四・六％

別表第三六・〇三項を次のように改める。

三六・〇三	導火線、導爆線、火管、雷管（電気雷管を含む。）及びイグナイター	六・四％
三六〇三・一〇	導火線	六・四％
三六〇三・二〇	導爆線	六・四％
三六〇三・三〇	火管	六・四％
三六〇三・四〇	雷管（電気雷管を除く。）	六・四％
三六〇三・五〇	イグナイター	無税
	一 政令で定める自動車の部分品の製造に使用するもの 二 その他のもの	六・四％ 六・四％
三六〇三・六〇	電気雷管	六・四％

別表第三七類の注2中「感光性」の下に「感熱性を含む。」を加える。

別表第三八類の注1中(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

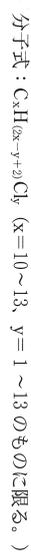
(c) 第二四・〇四項の物品

別表第三八類の注4(a)中「使用済みの電池」を「電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。）」に改め、同注7中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

別表第三八類の注1中「カプタホル（ISO）」の下に「カルボフラン（ISO）」を加え、「ペンタプロモジフェニルエーテル及びオクタプロモジフェニルエーテル」を削り、「並びにトリブチルすず化合物」を「トリブチルすず化合物並びにトリクロロフォン（ISO）」に改め、「第三八〇八・五九号には、ベノミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。」を削り、同注3中「第三二四・八八号」を「第三二四・八

九号」に、「並びに」を「」に改め、「オクタプロモジフェニルエーテル」の下に「並びに短鎖塩素化パラフィン」を加え、同注3に次のように加える。

短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の四八％を超えるものをいう。



別表第三八・一六・〇〇号を次のように改める。

三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第三八・〇一項の物品を除く。）	無税
	一 ドロマイトラミングミックス 二 その他のもの	三・九％

別表第三八・二二項を次のように改める。

三八・二二	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	無税
三八二二・一一	マラリア用のもの	無税
三八二二・一二	ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの	無税
三八二二・一三	血液型判定用のもの	無税
三八二二・一九	その他のもの	無税
三八二二・九〇	その他のもの	無税

別表第三八・二四項中「メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物」を削り、

三二七・六三	導体(HFO)を含有しないものに限る。)	三・八%	
三二七・六四	その他のもの(第三二七・六一号のものと及び第三二七・六二号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン(HFC1125)の含有量が全質量の四〇%以上のものに限る。)	三・八%	
三二七・六五	その他のもの(第三二七・六一号から第三二七・六四号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン(HFC132)の含有量が全質量の二〇%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン(HFC1125)の含有量が全質量の二〇%以上のものに限る。)	三・八%	
三二七・六八	その他のもの(第三二七・六一号から第三二七・六五号までのものを除くものとし、第二九〇三・四一号から第二九〇三・四八号までの物質を含有するものに限る。)	三・八%	
三二七・六九	その他のもの	三・八%	
三二七・九〇	その他のもの	三・八%	
別表第七部の注1中「すべて」を「全て」に改め、同注2中「付随的」を「副次的」に改める。			
別表第三九類の注2(x)中「ランプその他の」を削り、同注2(y)中「がん具」を「玩具」に改め、同注4中「すべて」を「全て」に改める。			
別表第三九・〇七項中	三九〇七・二〇	その他のポリエーテル	四・一%
その他のポリエーテル			
三九〇七・二一	ビス(ポリオキシエチレン)メチ		
三九〇七・二九	ルホスホネート その他のもの	四・一%	
別表第三九二・一〇号の次に次の一号を加える。			
三九二・一〇	ポリ(二・三・フェニレンメチルホスホン酸)	四・一%	
別表第四〇一五・一一号を削り、同表第四〇一五・一九号の前に次の一号を加える。			
四〇一五・一二	内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの	無税	
別表第四二類の注2(k)中「ランプその他の」を削り、同注2(i)中「がん具」を「玩具」に改める。			
別表第四四類の注1(o)中「ランプその他の」を削り、同注1(p)中「がん具」を「玩具」に改める。			
別表第四四類の号注に次のように加える。			
2 第四四〇一・三三号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物(例えば、削りくず、のこくず及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の三%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(横断面の最小寸法が二五ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。)をいう。			
3 第四四〇七・一三三号において「SPF」とは、とうひ、松及びみみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。			
4 第四四〇七・一四号において「ヘムファー」とは、ウエスタンヘムロック及びみみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。			
別表第四四・〇一項中	四四〇一・三九	その他のもの	無税
	四四〇一・四〇	のこくず及び木くず(凝結させたものを除く。)	無税
	四四〇一・三三	木質ブリケット	無税
	四四〇一・三九	その他のもの	無税
	四四〇一・四一	のこくず	無税
		に改める。	

<p>四四〇一・四九一 その他のもの 無税</p>	<p>四四二二・四二一 単板積層材（LVL） 少なくとも一の外面の単板が熱帯 産木材のもの 二〇%</p>
<p>別表第四四〇二・一〇号の次に次の一号を加える。 四四〇二・二〇 穀又はナットのもの 無税</p>	<p>四四二二・四二二 その他のもの（少なくとも一の外 面の単板が針葉樹以外のものに限 る。） 二〇%</p>
<p>別表第四四〇三・二二号、第四四〇三・二二三号及び第四四〇三・二二五号中「最大寸法」を「最小寸法」に改め、同表第四四〇三・四一号の次に次の一号を加える。 四四〇三・四二二 チーク 無税</p>	<p>四四二二・四九一 その他のもの 二〇%</p>
<p>別表第四四〇三・九三号及び第四四〇三・九五号中「最大寸法」を「最小寸法」に改める。 別表第四四〇七・一二号の次に次の二号を加える。 四四〇七・一三三 SPF（とうひ（トウヒ属のもの）、松（マツ属のもの）及 びもみ（モミ属のもの）のもの 一 厚さが一六〇ミリメートル以下のもの （一） かんながけし又はやすりがけしたもの （二） その他のもの 八%</p>	<p>四四二二・五一 少なくとも一の外面の板が熱帯産 木材のもの 一五%</p>
<p>四四〇七・二四 ヘムファー（ウエスタンヘムロック（ツガ・ヘテロフィル ラ）及びもみ（モミ属のもの）のもの 無税</p>	<p>四四二二・五二 その他のもの（少なくとも一の外 面の板が針葉樹以外のものに限 る。） 二〇%</p>
<p>別表第四四〇七・二二二号の次に次の一号を加える。 四四〇七・二三三 チーク 無税</p>	<p>一 集成材 一五%</p>
<p>別表第四四・一二項中 四四二二・九四 その他のもの 一五%</p>	<p>二 その他のもの 二〇%</p>
<p>四四二二・九九 一 集成材 一五%</p>	<p>二 その他のもの 二〇%</p>
<p>二 その他のもの 二〇%</p>	<p>を に改める。</p>

四四二・九二	一 集成材 二 その他のもの	一五％ 二〇％
四四二・九九	一 集成材 二 その他のもの その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）	一五％ 二〇％

別表第四四・一四項を次のように改める。

四四・一四	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	三・二％
四四一四・一〇	熱帯産木材のもの	三・二％
四四一四・九〇	その他のもの	三・二％

別表第四四・一八項を次のように改める。

四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） 窓及びフランス窓並びにこれらの枠	無税
四四一八・一一	熱帯産木材のもの	無税
四四一八・二九	その他のもの	無税
四四一八・二二	戸及びその枠並びに敷居	無税
四四一八・二九	熱帯産木材のもの	無税
四四一八・二九	その他のもの	無税
四四一八・三〇	くい及びはり（第四四一八・八一号から第四四一八・八九号までの物品を除く。）	三・九％

四四一八・四〇	コンクリート型枠	三・九％
四四一八・五〇	こけら板	五・八％
四四一八・七三	組み合わせた床用パネル	三・九％
四四一八・七四	竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）が竹製のもの	三・九％
四四一八・七五	その他のもの（モザイク状の床用のものに限る。）	三・九％
四四一八・七九	その他のもの（多層のものに限る。）	三・九％
四四一八・八一	構造設計用木材製品	三・九％
四四一八・八二	構造用集成材（グルラム） 直交集成材（CLT又はX-Lam）	三・九％
四四一八・八三	一 いずれのラミナも厚さが一二ミリメートル以上のもの 二 その他のもの	三・九％ 二〇％
四四一八・八九	I型はり	三・九％
四四一八・八九	その他のもの	三・九％
四四一八・九一	その他のもの 竹製のもの	三・九％
四四一八・九二	一 建具及び床柱 二 その他のもの	無税 三・九％
四四一八・九九	セルラーウッドパネル	一〇％
四四一九・二〇	その他のもの 一 木製の建具及び床柱 二 その他のもの	無税 三・九％
四四一九・二〇	熱帯産木材のもの	無税
四四一九・二〇	一 割り箸	五・六％
四四一九・二〇	二 その他のもの	三・二％

別表第四四一九・二九号の次に次の一号を加える。

別表第四四・二〇項中「四四二〇・一〇」を「無税」を

小像その他の装飾品
無税
熱帯産木材のもの
無税
その他のもの
無税

別表第四四二・一〇号の次に次の一号を加える。

四四二・二〇 棺
一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん
(しまこくたんを除く。)のもの
四・六％
二 その他のもの
五・八％

別表第四六類の注2(e)中「ランプその他の」を削る。

別表第四八類の注2(a)中「乳児用の」を削り、同注5中「重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙」を「(A) 重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙」に、(B) 重量が一平方メートルにつき二五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、」を「(A) 重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙」に改め、同注12中「付随的」を「副次的」に改める。

別表第四九・〇五項を次のように改める。
四九・〇五 地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。)

四九〇五・二〇 製本したもの
無税
四九〇五・九〇 その他のもの
無税

別表第二部の注1(s)中「ランプその他の」を削り、同注1(t)中「がん具」を「玩具」に改め、同注1(u)中「乳児用の」を削り、同注5中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。

15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの(組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。)は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属す

る物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。

別表第五五・〇一項中「五五〇一・一〇」を「ナイロンその他のポリアミドのもの」に改め、同注に次のように加える。
一 メターアラミドのもの
無税
二 その他のもの
八％

五五〇一・二一 ナイロンその他のポリアミドのもの
アラミドのもの
無税
一 メターアラミドのもの
に改める。
二 その他のもの
八％
五五〇一・一九 その他のもの
八％

別表第五六類の注1(f)中「乳児用の」を削る。
別表第五七・〇三項を次のように改める。

五七・〇三 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)

五七〇三・一〇 羊毛製又は織獣毛製のもの
九・六％
五七〇三・二一 ナイロンその他のポリアミド製のもの
九・六％
五七〇三・二九 人工芝
九・六％

その他のもの
一 自動車用に適する寸法及び形状のもの
無税
二 その他のもの
九・六％
五七〇三・三二 人工芝
九・六％
五七〇三・三九 その他のもの
無税

五七〇三・九〇 その他の紡織用繊維製のもの
九・六％

六二〇二・三〇	綿製のもの	二 その他のもの	一・二%
		一 毛皮付きのもの	一六%
		二 その他のもの	一・二%
六二〇二・四〇	人造繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	一六%
		二 その他のもの	一・二%
六二〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一 毛皮付きのもの	一六%
		二 その他のもの	一・二%

別表第六二〇・二〇号中「第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号まで」を「第六二・〇一」に改め、同表第六二〇・三〇号中「第六二〇二・一一号から第六二〇二・一九号まで」を「第六二・〇二」に改める。

別表第六三・〇六項中「テント」の下に「(仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。)」を加える。

別表第六八類の注1(k)中「ランプその他の」を削る。

別表第六八〇二・一〇号中「面積が」を削る。

別表第六八二・九二号及び第六八二・九三号を削る。

別表第六八・一五項中「六八二・一〇 黒鉛その他の炭素の製品(電気用品を除く。)」を

六八二・一〇	炭素繊維及びその製品(電気用品を除く。)	無税	を
六八二・一一	炭素繊維	無税	に改め、同表第六八二・
六八二・一二	炭素繊維製の織物類	無税	に改め、同表第六八二・

六八二・一三 炭素繊維製のその他の製品 無税
 六八二・一九 その他のもの 無税
 九一号中「ドロマイト」を「マグネシア(ペリクレスのものに限る。)、ドロマイト(ドライムのものを含む。)」に改める。

別表第六九類の注1を次のように改める。

- 1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。
- (a) 第六九・〇四項から第六九・一四項までには、第六九・〇一から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。
 - (b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、八〇〇度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。
 - (c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料(シリカフェウムを含む。)及び高融点を有する材料(酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等)から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。

別表第六九類の注2(ij)中「ランプその他の」を削る。

別表第六九・〇三項中「及び棒」を「棒及びスライドゲート」に改め、同表第六九・〇三・一〇号中

「黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物」を「遊離炭素」に改める。

別表第七〇類の注1中(g)を(i)とし、同注1(f)中「がん具」を「玩具」に改め、同注1中(f)を(h)とし、同注1(e)中「ランプその他の」を削り、同注1中(e)を(g)とし、(d)を(f)とし、(c)の次に次のように加える。

- (d) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのもので、第八六類から第八八類までの物品用のものに限る。)
 - (e) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第八六類から第八八類までの物品用のものに限る。)
- 別表第七〇・一〇〇号中「くす」の下に「(第八五・四九項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。)」を加える。

別表第七〇・一一項中「(電灯)の下に」その他の光源」を加える。
別表第七〇・一九項を次のように改める。

七〇・一九	ガラス繊維(グラスウールを含む。)及びその製品(例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物)	無税
七〇・一九・一一	スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット	無税
七〇・一九・一二	チョップドストランド(長さが五〇ミリメートル以下のものに限る。)	無税
七〇・一九・一三	ロービング	無税
七〇・一九・一四	その他の糸及びスライバー	無税
七〇・一九・一五	機械的に結合したマット	無税
七〇・一九・一六	化学的に結合したマット	無税
七〇・一九・一七	その他のもの	無税
七〇・一九・一八	機械的に結合した織物類	無税
七〇・一九・一九	ローピング製の目の細かい織物	無税
七〇・一九・二〇	ローピング製の目の細かい織物	無税
七〇・一九・二一	ローピング製のその他の織物類	無税
七〇・一九・二二	糸から成る目の細かい織物(平織りのものに限るものとし、塗布したもの及び積層したものを除く。)	無税
七〇・一九・二三	糸から成る目の細かい織物(平織りのもので、かつ、塗布したものと及び積層したものに限る。)	無税
七〇・一九・二四	目の粗い織物(幅が三〇センチメートル以下のものに限る。)	無税
七〇・一九・二五	目の粗い織物(幅が三〇センチメートルを超えるものに限る。)	無税
七〇・一九・二六	化学的に結合した織物類	無税
七〇・一九・二七	その他のもの	無税

七〇・一九・七一	パール(薄いシート)	無税
七〇・一九・七二	その他の目の細かい織物類	無税
七〇・一九・七三	その他の目の粗い織物類	無税
七〇・一九・八〇	ガラスウール及びその製品	無税
七〇・一九・九〇	その他のもの	無税

別表第七一・〇四項中

七〇・四・二〇	その他のもの(加工していないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。)	無税
七〇・四・九〇	その他のもの	無税

七〇・四・二二	ダイヤモンド	無税
七〇・四・二九	その他のもの	無税
七〇・四・九一	ダイヤモンド	無税
七〇・四・九九	その他のもの	無税

別表第七一・一二項中「化合物を含有するもの」の下に「(第八五・四九項の物品を除く。)」を加える。

別表第五部の注1(k)中「ランプその他の」を削り、同注2中「はん用性」を「汎用性」に改め、同注2(a)中「類する物品」の下に「(内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの(第九〇・二二項参照を除く。)」を加え、同注8(a)を次のように改める。

- (a) 「くず」とは、次のものをいう。
- (i) 全ての金属くず

(ii) 破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品

別表第一五部の注に次のように加える。

9 第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
- もつとも、第七四類のワイヤバー及びピレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の銅の塊とみなす。この規定は、第八一類において準用する。
- (b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
- (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいう

ものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの
長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リップ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

別表第七四類の注1(d)から(h)までを削る。

別表第七四・一九項を次のように改める。

七四・一九	その他の銅製品
七四一九・二〇	鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）
	無税

一 七四一九・八〇一 その他のもの

別表第七五類の注を削る。

別表第七五類の号注2中「この類の注1(c)」を「第五部の注9(c)」に改める。

別表第七六類の注を削る。

別表第七六類の号注2中「この類の注1(c)」を「第五部の注9(c)」に改める。

別表第七八類の注を削る。

別表第七九類の注を削る。

別表第八〇類の注を削る。

別表第八一類の号注を削る。

「 八一〇三・九〇

その他のもの

別表第八一・〇三項中

一 フレーク

四・六%

を

その他のもの

八一〇三・九一

るつぼ

五・八%

八一〇三・九九

その他のもの

に改める。

一 フレーク

四・六%

二 その他のもの

五・八%

別表第八一・〇六項を次のように改める。

八一・〇六 ビスマス及びその製品(くずを含む。)

八一〇六・一〇 ビスマスの含有量が全重量の九九・九九%を超えるもの

四・一%

八一〇六・九〇 その他のもの

四・一%

別表第八一・〇七項を削り、同表第八一・〇九項を次のように改める。

八一・〇九 ジルコニウム及びその製品(くずを含む。)

ジルコニウムの塊及び粉

八一〇九・二一 ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの

無税

八一〇九・二九 その他のもの

無税

くず

八一〇九・三一

ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの

無税

八一〇九・三九

その他のもの

無税

その他のもの

八一〇九・九一

ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの

無税

八一〇九・九九

その他のもの

無税

別表第八一・一二項中「クロム」の下に「ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム」を加え、「ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム」を「インジウム及びニオブ」

「 八一二・二

その他のもの

「 八一二・二九

その他のもの

五・二%

「 八一二・三

に、

九

その他のもの

五・二%

一

ハフニウム

無税

九

その他のもの

五・二%

一

塊、くず及び粉

無税

九

レニウム

五・二%

一

塊、くず及び粉

無税

九

その他のもの

五・二%

五・二%

「 八一二・五九

その他のもの

八一二・五九

その他のもの

八一二・六一

カドミウム

五・二%

八一二・六九

くず

四・一%

五・二%

「 八一二・六九

その他のもの

五・二%

「 八一二・六九

その他のもの

に改める。

一 塊及び粉	四・一%
二 その他のもの	五・二%

別表第一六部の注2(b)ただし書中「は、第八五・一七項」の下に「に属し、第八五・二四項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第八五・二九項」を加え、同注に次のように加える。

6 (A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。

- (i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなつたもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの
- (ii) 輸送、積み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかつたもの

(B) 「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第八五・四九項に属する。

(C) この部には、第三八類の注4の都市廃棄物を含まない。

別表第八四類の注2を次のように改める。

2 第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項に該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までに該当するものは、この部の注3及びこの類の注11の規定によりその所屬が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項の該当する項に属する。

(A) 第八四・一九項には、次の物品を含まない。

- (i) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器(第八四・三六項参照)
 - (ii) 穀物給湿機(第八四・三七項参照)
 - (iii) 糖汁抽出用浸出機(第八四・三八項参照)
 - (iv) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械(第八四・五一項参照)
 - (v) 機械的作業を行う機器(理化学用のものを含む。)で、温度の変化を必要とする場合である。つてもこれを主たる機能としないもの
- (B) 第八四・二二項には、次の物品を含まない。

- (i) 袋その他これに類する容器の封口用ミシン(第八四・五二項参照)
- (ii) 第八四・七二項の事務用機器
- (C) 第八四・二四項には、次の物品を含まない。

(i) インクジェット方式の印刷機(第八四・四三項参照)

(ii) ウォータージェット切断機械(第八四・五六項参照)

別表第八四類の注9(A)中「注9(a)及び9(b)」を「注12(a)及び(b)」に改め、同注9(D)中「この項」を「この項」に改め、同注中9を11とし、8を9とし、その次に次のように加える。

10 第八四・八五項において「積層造形」(三次元印刷とも呼ばれる。)とは、材料(例えば金属、プラスチック又はセラミック)のレイヤリング及び固形化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。

この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。

別表第八四類の注7中「2」を「この類の注2」に改め、同注中7を8とし、6を7とし、同注5(D)中「5(c)」を「6(c)」に改め、同注中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第八四・六二項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪断機から成る加工工程をいう。

別表第八四類の注2中「注5(c)」を「注6(c)」に改める。

別表第八四・一四項中「並びに換気用」を「換気用」に改め、「間わない。」の下に「並びに密閉形の生物学的安全キャビネット(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)」を加え、同表第八四・一四・六〇号の次に次の一号を加える。

八四一四・七〇 密閉形の生物学的安全キャビネット 無税

別表第八四一八・一〇号中「外部扉」の下に「若しくは引出し又はこれらを組み合わせたもの」を加える。

別表第八四一九・一一号の次に次の一号を加える。

八四一九・一二 太陽熱温水器 無税

別表第八四一九・三二号及び第八四一九・三三号を削り、同表第八四一九・三九号の前に次の三号を加える。

八四一九・三三三	凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器	無税
八四一九・三四	その他のもの（農産物用のものに限る。）	無税
八四一九・三五	その他のもの（木材用、紙バルブ用、紙用又は板紙用のものに限る。）	無税

別表第八四二一・三二号の次に次の一号を加える。

八四二一・三二	内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター（結合してあるかないかを問わない。）	無税
---------	--	----

別表第八四二八・六〇号の次に次の一号を加える。

八四二八・七〇	産業用ロボット	無税
---------	---------	----

別表第八四・三八項中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

別表第八四・六二項を次のように改める。

八四・六二	鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニプリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	無税
八四六二・一一	密閉型鍛造機	無税

八四六二・一九

その他のもの
ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスブレイキを含む。）（圧延製品用のものに限る。）

無税

八四六二・二二

形状成形機

無税

八四六二・二三

数値制御式のプレスブレイキ

無税

八四六二・二四

数値制御式のパネルバンダー

無税

八四六二・二五

数値制御式のロール成形機

無税

八四六二・二六

その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン

無税

八四六二・二九

その他のもの

無税

スリッター機、切断機及びその他の剪断機（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）

八四六二・三二

スリッター機及び切断機

無税

八四六二・三三

数値制御式の剪断機

無税

八四六二・三九

その他のもの

無税

パンチングマシン、ノッチングマシン及びニプリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）

八四六二・四二

数値制御式のもの

無税

八四六二・四九

その他のもの

無税

炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）

八四六二・五一

数値制御式のもの

無税

八四六二・五九

その他のもの

無税

八四六二・六一	冷間金属加工プレス	無税
八四六二・六二	液圧プレス	無税
八四六二・六三	機械プレス	無税
八四六二・六九	サーボプレス	無税
八四六二・九〇	その他のもの	無税

別表第八四七九・二〇号中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改め、同表第八四七九・八二号の次に次の一号を加える。

八四七九・八三	冷間静水圧プレス	無税
---------	----------	----

別表第八四八二・四〇号中「針状ころ軸受」の下に「（保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。）」を加え、同表第八四八二・五〇号中「円筒ころ軸受」の下に「（保持器ところを組み合わせたものを含む。）」を加える。

八四・八五	積層造形用の機械	無税
八四八五・一〇	メタルデポジット方式によるもの	無税
八四八五・二〇	プラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるもの	無税
八四八五・三〇	プラスチックデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの	無税
八四八五・八〇	その他のもの	無税
八四八五・九〇	部分品	無税

別表第八四・八六項中「注9(c)」を「注11(c)」に改める。
別表第八五類の注中10を削り、9(a)を次のように改める。

(a) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。
半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの（能動デバイス又は受動デバイスの

補助機能を備えているかいないかを問わない。）を含む。

この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電気的信号に変換し又は電気的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといった固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター（個別の半導体ベースのデバイス）をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう（半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。）。
- (2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロロ、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。
- (3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。
- (4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。
- (5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(ii) 「発光ダイオード (LED)」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもとした半導体デバイス（互いに電氣的に結合しているかいないか又は保護ダイオードと接続しているかいないかを問わない。）をいう。第八五・四一項の発光ダイオード (LED) は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。

別表第八五類の注9(b)(w)3(a)中「は、」を「とは、」に、「物理量又は化学量」を「物理現象又は化学現象」に、「である」を「をいう」に改め、「実世界の」を削り、「関連する」の下に「ものをいう」を加え、同注9中「注9」を「注12」に改め、同注中9を12とし、8を10とし、その次に次のように加える。

11 第八五・三九項において「発光ダイオード (LED) 光源」には、次の物品を含む。

(a) 「発光ダイオード (LED) モジュール」
発光ダイオード (LED) モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード (LED) による電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光學的な構成部品）を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第八五・三六項若しくは第八五・四二項の物品を有する。発光ダイオード (LED) モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接觸を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

(b) 「発光ダイオード (LED) ランプ」
発光ダイオード (LED) ランプは、以上の発光ダイオード (LED) モジュールを含む電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光學的な構成部品）を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接觸を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード (LED) モジュールと区別される。

別表第八五類の注中7を9とし、6を8とし、5を6とし、その次に次のように加える。

7 第八五・二四項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器（他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの）をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む（ただし、これらに限定されない）。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子（映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。）を備えていてもよい。ただし、第八五・二四項には、映像信号を変換する要素（例えば、スケラライザー、デコーダーIC又はアプリケーションプロセッサ）や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第八五・二四項は、この表の他のいずれの項にも優先する。

別表第八五類の注4の次に次のように加える。

5 第八五・一七項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。

別表第八五類の号注中1を4とし、その前に次のように加える。

1 第八五・二五・八一号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。
書込速度が一マイクロ秒当たり〇・五ミリメートルを超えること。
時間分解能が五〇ナノ秒以下であること。
フレームレートが毎秒二二五、〇〇〇フレームを超えること。

2 第八五・二五・八二号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するように設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算

で五〇、〇〇〇グレイ(五、〇〇〇、〇〇〇ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。

3 第八五二五・八三号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの)を含み、熱画像カメラ(主として第八五二五・八九号参照)を含まない。

別表第八五類の号注に次のように加える。

5 第八四九・一一号から第八四九・一九号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

別表第八五・〇一項目中「直流発電機」及び「交流発電機」の下に「(発電電機を除く。)」を加え、

八五〇一・六四 出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの 無税

を

八五〇一・六四 出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの 無

八五〇一・七一 直流発電電機 無

八五〇一・七二 出力が五〇ワット以下のもの 無

八五〇一・八〇 出力が五〇ワットを超えるもの 無

八五〇一・八〇 交流発電電機 無

税 税 税 税

に改める。

別表第八五〇七・四〇号を削る。

別表第八五・一四項中 八五二四・一〇 抵抗加熱炉 無税

抵抗加熱炉

八五二四・一一 熱間静水圧プレス

八五二四・一九 その他のもの

無税

に、

八五二四・三〇

その他の炉 無税

八五二四・三二 電子ビーム炉 無税

八五二四・三三 プラズマアーク炉 無税

八五二四・三九 及び真空アーク炉 無税

その他のもの 無税

に改める。

別表第八五・二七項目中「電話機」の下に「スマートフォン及び」を加え、「電話を」を「その他の電話を」に、

八五二七・一二 携帯回線網用その他の無線回線網用の電話 無税

八五二七・一三 スマートフォン 無税

八五二七・一四 携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話 無税

五二七・七〇 部分品 無税

八五二七・七一 部分品 アン

八五二七・七九 その

テナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品 無税

他のもの 無税

に改める。

別表第八五一九・五〇号を削る。

別表第八五・二三項の次に次の一項を加える。

八五二四 フラットパネルディスプレイモジュール(タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。)

八五二四・一一 ドライバ又は制御回路を有しないもの

液晶のもの 無税

八五・四八	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八五四八・〇〇	別表第八五類に次の一項を加える。	
八五・四九	電気電子機器のくず	
八五四九・一一	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	
八五四九・二一	鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池	無税
八五四九・二二	その他のもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。）	無税
八五四九・二三	化学物質により分別されたもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）	無税
八五四九・二四	分別されていないもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）	無税
八五四九・二九	その他のもの	無税
八五四九・二一	主として貴金属の回収に使用する種類のもの	
八五四九・二二	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	無税
八五四九・二九	その他のもの	無税
八五四九・三一	その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板	
八五四九・三一	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	無税
八五四九・三九	その他のもの	無税

八五四九・九一	その他のもの	無税
八五四九・九九	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	無税
八五四九・九九	その他のもの	無税
別表第一七部の注2(k)中「ランプその他の」を削る。		
別表第八七類に号注として次のように加える。		
号注		
1 第八七〇八・二三号には、次の物品のみを含む。		
(a) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのものに限る。）		
(b) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。）		
ただし、第八七〇一・〇一から第八七〇五項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。		
別表第八七・〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トラクタ	無税
八七〇一・二二	セミトレーラー用の道路走行用トラクタ	無税
八七〇一・二二	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものを	無税
八七〇一・二二	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）	無税
	に改める。	

八七〇一・二三	及び電動機を搭載したもの 駆動原動機としてピストン式火花 点火内燃機関及び電動機を搭載し たもの	無税
八七〇一・二四	駆動原動機として電動機のみを搭 載したもの	無税
八七〇一・二九	その他のもの	無税

別表第八七〇二・三〇号中「(往復動機関に限る。)」を削る。

別表第八七〇三項中「(往復動機関に限る。)」を削り、「ディーゼルエンジン及び」を「ディーゼ
ルエンジン又は」に改める。

別表第八七〇四項中「及び」を「又は」に、「を搭載した」を「のみを搭載した」に、「

八七〇四・三三	車両総重量が五トンを超えるもの	無税
八七〇四・四一	車	無税
八七〇四・四二	式	無税
八七〇四・四三	又	無税
八七〇四・五一	火	無税
八七〇四・五二	機	無税
八七〇四・六〇	その他	無税

両総重量が五トンを超えるもの

他のもの(駆動原動機としてピストン
縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン
セミディーゼルエンジン)及び電動機
載したものに限る。)

両総重量が五トン以下のもの

両総重量が五トンを超え二〇トン以下
のもの

両総重量が二〇トンを超えるもの

他のもの(駆動原動機としてピストン
火花点火内燃機関及び電動機を搭載した
に限る。)

両総重量が五トン以下のもの

両総重量が五トンを超えるもの

他のもの(駆動原動機として電動機の
搭載したものに限る。)

別表第八七〇八・二二号の次に次の一号を加える。

八七〇八・二二	この類の号注1のフロントガラス(風防)、後部の窓及びそ の他の窓	無税
---------	-------------------------------------	----

別表第八七一一・一〇号から第八七一一・五〇号までの規定中「(往復動機関に限る。)」を削る。
別表第八八類に注として次のように加える。

注

1 この類において、「無人航空機」とは、第八八・〇一項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛
ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒
久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装

備したものを含む。

ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない（第九五・〇三項参照）。

別表第八八類の号注に次のように加える。

2 第八八〇六・二二号から第八八〇六・二四号まで及び第八八〇六・九一号から第八八〇六・九四号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値（積載物、装置及び燃料の重量を含む。）をいう。

別表第八八・〇二項中「及び飛行機」の下に「第八八・〇六項の無人航空機を除く。」を加える。
別表第八八・〇三項を削り、同表第八八類に次の二項を加える。

八八・〇六	無人航空機	無税
八八〇六・一〇	旅客の輸送用に設計したもの	無税
八八〇六・一一	その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）	無税
八八〇六・一二	最大離陸重量が二五〇グラム以下のもの	無税
八八〇六・二二	最大離陸重量が二五〇グラムを超え七キログラム以下のもの	無税
八八〇六・二三	最大離陸重量が七キログラムを超え二五キログラム以下のもの	無税
八八〇六・二四	最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの	無税
八八〇六・二九	その他のもの	無税
八八〇六・九一	最大離陸重量が二五〇グラム以下のもの	無税
八八〇六・九二	最大離陸重量が二五〇グラムを超え七キログラム以下のもの	無税
八八〇六・九三	最大離陸重量が七キログラムを超え二五キログラム以下のもの	無税
八八〇六・九四	最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの	無税

八八〇六・九九
その他のもの

八八・〇七
部分品（第八八・〇一項、第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品のものに限る。）

八八〇七・一〇
プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品

八八〇七・二〇
着陸装置及びその部分品

八八〇七・三〇
飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品

八八〇七・九〇
その他のもの

別表第八九・〇三項を次のように改める。

八九・〇三	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓船及びカヌー	無税
八九〇三・一一	膨張式のボート（複合艇を含む。）	無税
八九〇三・一二	原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの（原動機付きのもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。）	無税
八九〇三・二二	原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの（原動機とともに使用するように設計されていないものに限る。）	無税
八九〇三・一九	その他のもの	無税
八九〇三・二一	セイルボート（補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）	無税
八九〇三・二二	長さが七・五メートル以下のもの	無税
八九〇三・二二	長さが七・五メートルを超え二四メートル以下のもの	無税
八九〇三・二二	長さが二四メートルを超えるもの	無税
八九〇三・三二	モーターボート（船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。）	無税
八九〇三・三二	長さが七・五メートル以下のもの	無税
八九〇三・三二	長さが七・五メートルを超え二四メートル以下のもの	無税
八九〇三・三三	長さが二四メートルを超えるもの	無税

八九〇三・九三
八九〇三・九九

その他のもの
長さが七・五メートル以下のもの
その他のもの

無税
無税

別表第九〇類の注1(f)中「汎用性」を「汎用性」に改め、「第三九類参照」の下に「ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第九〇・二二項に属する。」を加える。

別表第九〇〇六・五二号及び第九〇〇六・五二号を削り、同表第九〇〇六・五三号中「その他のもの(一)及び(二)に限る。」を削る。

別表第九〇・一三項中「液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当するものを除く。)、」を削る。

別表第九〇・二二項中「又はガンマ線」を「ガンマ線その他の電離放射線」に、「いす」を「椅子」に改める。

別表第九〇・二七項中「膨脹」を「膨張」に、九〇二七・八〇 その他の機器

無税	九〇二七・八一	その他の機器	無税	に改める。
を	九〇二七・八九	その他のもの	無税	
			無税	

別表第九〇・三〇項中「その他の機器」の下に「(半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。)」を加え、同表第九〇三〇・八二号中「機器」の下に「(集積回路を含む。)」を加える。

別表第九〇三二・四一號中「半導体デバイス」の下に「(集積回路を含む。)」を加える。

別表第九一四・一〇号を削る。

別表第九四類の表題中「ランプその他の」を削る。

別表第九四類の注1(f)中「その他の照明器具」を「又は光源及びこれらの部分品」に改め、同注1(i)中「ランプその他の」を削り、「がん具」を「玩具」に、「電気花飾り」を「ストリングライト」に改め、同注4に次のように加える。

一 プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コン

テナの寸法及び形状で提示されるものを含む(あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。)。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせで恒久的な建築物を構成するように設計されている。

別表第九四・〇一項中

九四〇一・三〇	回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)	四・三%
九四〇一・四〇	腰掛け(寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)	無税
	一 革張りのもの	三・八%
	二 その他のもの	無税

回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)

九四〇一・三一	木製のもの	四・三%
	一 革張りのもの	四・三%
	二 その他のもの	無税
九四〇一・三九	その他のもの	四・三%
	一 革張りのもの	四・三%
	二 その他のもの	無税

腰掛け(寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用のもの及びキャンプ装具用のものを除く。)

九四〇一・四一

木製のもの

九四〇一・九〇

九四〇五・六九	一 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は臍製のもの 二 その他のもの その他のもの	無税
九四〇五・九一	一 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は臍製のもの 二 その他のもの	無税
九四〇五・九二	部分品 ガラス製のもの	無税
九四〇五・九九	プラスチック製のもの その他のもの	五・八%
別表第九四〇六・一〇号の次に次の一号を加える。		無税
九四〇六・二〇	鋼製のモジュール式建築ユニット	三・九%
別表第九五類の表題中「がん具」を「玩具」に改める。		
別表第九五類の注1中(w)を(x)とし、(v)を(w)とし、(u)を(v)とし、同注1(t)中「電気花飾り」を「ストリングライト」に改め、同注1中(t)を(u)とし、(s)を(t)とし、(p)から(r)までを(q)から(s)までとし、(o)の次に次のように加える。		
(p) 無人航空機(第八八・〇六項参照)		
別表第九五類の注4中「この項」を「同項」に、「がん具」を「玩具」に改め、同注に次のように加える。		
6 第九五・〇八項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。		
(a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された水路(水路を含む。)を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれと結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わされたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。		

九四〇五・六九	一 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は臍製のもの 二 その他のもの その他のもの	無税
九四〇五・九一	一 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は臍製のもの 二 その他のもの	無税
九四〇五・九二	部分品 ガラス製のもの	無税
九四〇五・九九	プラスチック製のもの その他のもの	五・八%
別表第九四〇六・一〇号の次に次の一号を加える。		無税
九四〇六・二〇	鋼製のモジュール式建築ユニット	三・九%
別表第九五類の表題中「がん具」を「玩具」に改める。		
別表第九五類の注1中(w)を(x)とし、(v)を(w)とし、(u)を(v)とし、同注1(t)中「電気花飾り」を「ストリングライト」に改め、同注1中(t)を(u)とし、(s)を(t)とし、(p)から(r)までを(q)から(s)までとし、(o)の次に次のように加える。		
(p) 無人航空機(第八八・〇六項参照)		
別表第九五類の注4中「この項」を「同項」に、「がん具」を「玩具」に改め、同注に次のように加える。		
6 第九五・〇八項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。		
(a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された水路(水路を含む。)を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれと結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わされたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。		
(b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によって特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。		
(c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第九五・〇四項の装置を含まない。		
この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。		
別表第九五・〇四項中「遊戯場用」を削り、「含む。」の下に「並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械」を加える。		
別表第九五・〇八項を次のように改める。		
九五・〇八	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備(射の場を含む。)並びに巡回劇場の設備	無税
九五〇八・一〇	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備	無税
九五〇八・一一	遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備	無税
九五〇八・一二	ジェットコースター	無税
九五〇八・一三	回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物	無税
九五〇八・一四	ダッジム車	無税
九五〇八・一五	運動シミュレーター及び体験型劇場の設備	無税
九五〇八・一六	ウォーターライド	無税
九五〇八・一七	ウォーターパークの娯楽設備	無税
九五〇八・一八	その他のもの	無税
九五〇八・一九	興行用設備	無税
九五〇八・二〇	巡回劇場の設備	無税
別表第九六類の注1(k)中「ランプその他の」を削る。		
別表第九六・〇九項中「じん」を「ぞ」に改め、同表第九六〇九・一〇号中「硬い」を削り、「し		

「ん」を「芯」に改め、同表第九六〇九・二〇号中「しん」を「芯」に改める。
 別表第九六一七・〇〇号中「(ケース入りのものに限る。)」を削る。
 別表第九六一九・〇〇号中「乳児用の」を削る。
 別表第九七類の注5中「注5」を「注6」に改め、同注中5を6とし、同注4(A)中「3まで」を「4まで」に、「すべて」を「全て」に改め、同注中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 第九七〇一項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であつても、通常の職人技術により大量生産された複製品、製造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。
 別表第九七・〇一項から第九七・〇三項までを次のように改める。

九七・〇一	書画(肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。)並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板	無税
九七〇一・二二	書画	無税
九七〇一・二二	モザイク	無税
九七〇一・二九	その他のもの	無税
	その他のもの	無税
九七〇一・九一	書画	無税
九七〇一・九二	モザイク	無税
九七〇一・九九	その他のもの	無税
九七・〇二	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税
九七〇二・一〇	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七〇二・九〇	その他のもの	無税
九七・〇三	彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品(材料を問わない。)	無税
九七〇三・一〇	製作後一〇〇年を超えたもの	無税

九七〇三・九〇一 その他のもの
 無税

別表第九七・〇五項及び第九七・〇六項を次のように改める。
 九七・〇五
 収集品及び標本(考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。)
 九七〇五・一〇
 収集品及び標本(考古学、民族学又は史学に関するものに限る。)

収集品及び標本(動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。)

九七〇五・二二 人体の標本及びその部分品
 無税

九七〇五・二二 絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品
 無税

九七〇五・二九 その他のもの
 無税

九七〇五・三二 収集品及び標本(古銭に関するものに限る。)

九七〇五・三九 製作後一〇〇年を超えたもの
 無税

九七〇六・一〇 製作後二五〇年を超えたもの
 無税

九七〇六・九〇 その他のもの
 無税

(関税法の一部改正)

第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の三を次のように改める。

(災害等による期限の延長)

第二条の三 財務大臣又は税関長は、災害その他やむを得ない理由(以下この条及び第百二条の二において「災害等」という。)により、この法律又は関税率法その他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、当該災害等のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

第七条の九の見出しを「(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」に改め、同条第一項中「帳簿を」を「帳簿(以下「特例輸入関税関係帳簿」という。)を」に、「当該帳簿」を「当該特例輸入関税関係帳簿」に、「第七条の十一第二項及び第七条の十二第一項第二号において「帳簿書類」を「以下「特例輸入関税関係書類」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第九十四条の二から第九十四条の六まで(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・関税に関する法律の規定の適用)の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入関税関係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入関税関係書類並びに特例輸入者が行う第九十四条の五に規定する電子取引について準用する。この場合において、第九十四条の二第一項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」と、第九十四条の三第一項中「電子計算機出力マイクロフィルム」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)」と読み替えるものとする。

第七条の十一第二項及び第七条の十二第二項第二号中「(帳簿)を」(特例輸入者に係る帳簿)に、「よる帳簿」を「よる特例輸入関税関係帳簿」に、「帳簿書類」を「特例輸入関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類」に改める。

第九条第二項第七号中「(決定)を」(更正及び決定)に改め、同条第三項中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改め、同条第四項中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。第九条の六を第九条の十一とし、第九条の五第一項中「先だつて」を「先立つて」に改め、同条を第九条の十とし、第九条の四の次に次の五条を加える。

(納付受託者に対する納付の委託)

第九条の五 関税を納付しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する場合には、納付受託者(次条第一項に規定する納付受託者をいう。以下この条において同じ。)に納付を委託することができる。

一 当該関税の税額が財務省令で定める金額以下である場合

二 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを使用して行う納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとする場合

2 関税を納付しようとする者が前項第二号の通知に基づき当該関税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該関税の納付があつたものとみなして、附帯税に関する規定を適用する。

3 第一項の場合において、賦課課税方式が適用される郵便物に係る関税の納付を委託するときにおける第七十七条(郵便物の関税の納付等)の規定の適用については、同条第三項中「を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を日本郵便株式会社」とあるのは「の納付を第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により納付受託者」と、同条第五項中「を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した」とあるのは「の納付を第九条の五第一項の規定により納付受託者に委託した」とし、同条第四項及び第七十七条の二から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託・日本郵便株式会社による関税の納付等・帳簿の備付け・違法行為等の是正)の規定は、適用しない。

(納付受託者)

第九条の六 関税の納付に関する事務(以下この項及び第九条の八第一項(納付受託者の帳簿保存等の義務)において「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として財務大臣が指定するもの(以下「納付受託者」という。)は、関税を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 財務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

4 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(納付受託者の納付)

第九条の七 納付受託者は、第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により関税を納

付しようとする者の委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた関税を納付しなければならぬ。

2 納付受託者は、第九条の五第一項の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び委託を受けた年月日を財務大臣に報告しなければならない。

3 納付受託者が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所所在地を管轄する税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を納付受託者から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき関税については、当該納付受託者に対して第十一條（関税の徴収）の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十條（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る納税者から徴収することができない。

（納付受託者の帳簿保存等の義務）

第九條の八 納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 財務大臣は、前二條及びこの條の規定を施行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 税関職員は、前二條及びこの條の規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

4 税関職員は、前項の規定により立入検査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（納付受託者の指定の取消し）

第九條の九 財務大臣は、第九條の六第一項（納付受託者）の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第九條の六第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第九條の七第二項（納付受託者の納付）又は前條第二項の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

三 前條第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に偽りの記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前條第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは偽りの陳述をしたとき。

2 財務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第十二條第七項第二号中「第二條の三第一項、第三項又は第四項（災害）」を「第二條の三（災害等）」に改める。

第十二條の二第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同條第六項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「及び第二項」を削り、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「前二項の」を「前三項の」に改め、同項第一号中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 保存義務者（申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者をいう。以下この項及び第十二條の四第三項において同じ。）の次に掲げる関税関係帳簿（第九十四條第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下この項において同じ。）若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存が、関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該電磁的記録又は当該電子計

算機出力マイクロフィルム（当該貨物の輸入の許可の日以後引き続き当該要件を満たしてこれらの備付け及び保存が行われているものに限る。以下この項において同じ。）に記録された事項に関し修正申告又は更正があつた場合において、第一項の規定の適用があるときは、同項の過少申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告又は当該更正の起因となる当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に係るもの以外のもの（以下この項において「電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

一 第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）（第七条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿

二 第九十四条の三第一項又は第三項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）（第七条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿

第十二条の三第三項中「次条第三項」を「次条第四項」に改め、同条第四項及び第八項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十二条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項の規定に該当する場合において、前二項」を「第一項又は第二項の規定に該当する場合において、これらの項」に、「前二項の重加算税の額は、前二項」を「これらの項の重加算税の額は、前三項」に、「前二項の規定により計算した金額に、前二項」を「前三項の規定により計算した金額に、第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十四条の二第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）（第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する関税関係書類（第九十四条第一項本文（帳簿の備付け等）の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下この項において同じ。）若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録であつて保存義務者が第九十四条の二第三項前段の規定により当該関税関係書類若しくは当該特例輸入関税関係書類の保存に代えて保存を行い、若しくは同項後段の規定により保存を行つているもの又は第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）（第七条の九第二項において準用する場合を含む。）の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた場合において、前二項の規定に該当するときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実でその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定の起因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。）以外のもの（以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十三条第二項第一号中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改め、同条第三項第二号中「仮差押」を「仮差押え」に改める。

第十四条第六項中「災害」を「災害等」に改める。

第六十七条の八の見出しを「（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）」に改め、同条第一項中「帳簿を」を「帳簿（以下「特定輸出関税関係帳簿」という。）を」に、「当該帳簿」を「当該特定輸出関税関係帳簿」に、「第六十七条の十第二項及び第六十七条の十一第一号において「帳簿書類」を「以下「特定輸出関税関係書類」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第九十四条の二から第九十四条の六まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・関税に関

する法律の規定の適用)の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関係帳簿並びに特定輸出者が保存をする特定輸出関係帳簿並びに特定輸出者が行う第九十四条の五に規定する電子取引について準用する。

第六十七条の十第一項第二号中「において」を「(許可の承継についての規定の準用)において」に改め、同条第二項中「(帳簿)」を「(特定輸出者に係る帳簿)」に、「よる帳簿」を「よる特定輸出関係帳簿」に、「帳簿書類」を「特定輸出関係帳簿及び特定輸出関係書類」に改める。

第六十七条の十一第一号中「(帳簿)」を「(特定輸出者に係る帳簿)」に、「よる帳簿」を「よる特定輸出関係帳簿」に、「帳簿書類」を「特定輸出関係帳簿及び特定輸出関係書類」に改める。

第六十九条の十一第一項第六号中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第七十二条中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、「後(一)の下に」第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により関税の納付を委託する場合には、納付受託者が当該委託を受けた後とし、「」を加える。

第七十三条第一項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第七十六条第一項中「帳簿」を「特定輸出者に係る帳簿」に改める。

第九十四条第一項中「第三項において」「一般輸入貨物」という「」を削り、「帳簿」を「帳簿(以下「関税関係帳簿」という。))」に、「当該帳簿」を「当該関税関係帳簿」に改め、「もの」の下に「(以下「関税関係書類」という。))」を加え、同条第二項中「次項において」「一般輸出貨物」という「」を削り、同条第三項を削り、同条の次に次の五条を加える。

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第九十四条の二 前条第一項の業として輸入する者又は同条第二項の業として輸出する者(以下「保存義務者」という。))は、関税関係帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、関税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成す

る場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、関税関係書類(財務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。))の全部又は一部について、当該関税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従つて行われていないとき(当該関税関係書類の保存が行われている場合を除く。))は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第九十四条の三 保存義務者は、関税関係帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、関税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者又は同条第二項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、財務省令で定める場合には、当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類の全部若しくは一部について、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第九十四条の四 関税関係帳簿及び関税関係書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号)第三条(電磁的記録による保存)

及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は、適用しない。

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第九十四条の五 保存義務者は、電子取引（取引情報（貨物の取引に関して受領し、又は交付する契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下この項において同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。）を行つた場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

（関税に関する法律の規定の適用）

第九十四条の六 第九十四条の二第一項、第二項若しくは第三項前段（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）又は第九十四条の三各項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する関税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムを当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類とみなす。

2 前条に規定する財務省令で定めるところに従つて保存されている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する関税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムを関税関係書類以外の書類とみなす。

（第九十五条第三項中「及び」を「（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）」に、「（帳簿）」を「（特定輸出者に係る帳簿）」に、「並びに前条第一項」を「又は第九十四条第一項（帳簿の備付け等）」に、「帳簿書類」を「特例輸入関税関係帳簿及び特例輸出関税関係書類、特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類又は関税関係帳簿及び関税関係書類」に、「当該帳簿書類」を「これらの帳簿及び書類」に改める。

第一百二条の二の見出し中「災害」を「災害等」に改め、同条第一項第一号中「特定災害の被災者」を「災害等により被害を受けた者」に改め、同項第二号中「指定地域に所在する」及び「及び第三項第二

号」を削り、「当該指定地域に係る特定災害が発生した時に置かれていた貨物であつて」を「置かれていた貨物であつて、災害等が生じたときに」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

二 第一項第二号に掲げる貨物の同号の災害等による被害に係る証明書類

第一百二条の二第三項第三号中「指定地域に係る特定災害の被災者が当該特定災害が発生する」を「災害等により被害を受けた者が当該災害等が生ずる」に、「特定災害」を「災害等」に、「被災者に」を「被害を受けた者に」に改め、同条第五項中「指定地域に所在する」を削り、「当該指定地域に係る特定災害」を「災害等」に改める。

第一百五条の二第一号を次のように改める。

一 第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）、第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）又は第九十四条第一項（帳簿の備付け等）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して特例輸入関税関係帳簿、特定輸出関税関係帳簿又は関税関係帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はこれらの帳簿を隠した者

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和二年度」

を「令和三年度」に改める。

第八条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

第十三条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

別表第一第一八〇六・一〇号中「二五・八％」を「二四・四％」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二五％」を「二四％」に改める。

別表第一一九〇一・九〇号中「二六・六％」を「二五・五％」に改める。

別表第一二〇一・一一号中「二六・九％」を「二四・五％」に改める。

別表第一二〇六・一〇号中「二五・三％」を「二三・四％」に改め、同表第一二〇六・九〇号中「二六・六％」を「二五・五％」に改める。

別表第一三九・〇一項の次に次の一項を加える。

三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	
三九二六・二〇	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）のうち	
	手袋（塩化ビニルの重合体製のもので、厚さが〇・二ミリメートル未満のものに限る。）	無税

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第五条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

別表第一第〇三・〇七項中「くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を削る。

別表第一第〇四〇一・一〇号中「第〇四〇三・一〇号の二」を「第〇四〇三・二〇号の二」に改める。

別表第一第〇四・〇三項中「ヨーグルト」を削り、「問わない。」の下に「並びにヨーグルト」を加え、同表第〇四〇三・一〇号を削り、同表第〇四〇三・九〇号の前に次の一号を加える。

〇四〇三・二〇	ヨーグルト	
	一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フロウズンヨーグルトを除く。）のうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
	砂糖を加えたもの	三五%
	その他のもの	二五%

別表第一第二九・〇九項中「エーテルベルオキシド」の下に「アセタルベルオキシド、ヘミアセタルベルオキシド」を加える。

別表第一の三第〇四・〇三項中「ヨーグルト」を削り、「問わない。」の下に「並びにヨーグルト」を加える。

別表第一の三第一六・〇二項中「及び血」を「血及び昆虫類」に改める。

別表第一の六の七の項中「第〇四〇三・一〇号の二」を「第〇四〇三・二〇号の二」に改める。
 別表第一の七の二の項中「第〇四〇三・一〇号の二」を「第〇四〇三・二〇号の二」に改める。
 別表第一の八第一六・〇二項中「及び血」を「血及び昆虫類」に改める。
 別表第二第〇三・〇五項中「くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を削る。

別表第二第〇三・〇六項中「蒸気」を「及び蒸気」に改め、「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」を削り、同表第〇三〇六・九九号中「（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）」を削る。

別表第二第〇三・〇七項中「くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）」及び「（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）」を削り、同表第〇三〇七・九九号中「スキャロップ（いたやがい科のもの）及び」を削る。

別表第二第〇三・〇八項中「くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）」を削り、同項の次に次の一項を加える。

〇三〇九	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物の粉</u> 、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）	
〇三〇九・九〇	その他のもの	
	二 <u>く</u> ん製したもの	
	(一) えびのもの	三・二%
	(二) その他のものうち	
	甲殻類のもの	七・二%
	その他のもの（ <u>貝柱</u> のものを除く。）	六・四%
	三 その他のもの	
	(一) えびのもの	四%

別表第二第〇四・一〇項を次のように改める。

〇四・一〇	昆虫類その他の食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)		
〇四一〇・一〇	昆虫類		四・五%
〇四一〇・九〇	その他のもの		無税
	一 あなつばめの巣		無税
	二 その他のもの		四・五%

別表第二第〇七・〇九項中
 〇七〇九・五九
 その他のものうち
 まつたけ及びトリフ
 無税
 を

〇七〇九・五五	まつたけ(トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム)	無税	
〇七〇九・五六	トリフ(セイヨウショウロ属のもの)	無税	

別表第二第〇七・一一項中「例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、」を削る。

別表第二第〇八・〇二項中	〇八〇二・九〇	その他のもの	無税
	〇八〇二・九九	その他のもの	に改める。
	一 ベカン	無税	

別表第二第〇八・一二項中「例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、」を削る。

別表第二第〇八・一三・五〇号中「第〇八〇二・九〇号」を「第〇八〇二・九一」号から第〇八〇二・九九

号まで」に改める。
 別表第二第15・15項中「及びその分別物」を「又は微生物性油脂及びこれらの分別物」に改める。

別表第二第15・16項中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の一号を加える。

1516・30	微生物性油脂及びその分別物	無税
---------	---------------	----

別表第二第15・17項中「若しくは植物性油脂」を「植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第1517・90号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの」に改める。

別表第二第1518・00号中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に、「若しくは植物性油脂」を「植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改める。

別表第二第16・02項中「及び血」を「血及び昆虫類」に改め、同表第1602・90号を次のように改める。

1602・90	その他のもの(動物の血の調製品を含む。)	
	二 その他のもの	
	〔二〕 その他のもの	
	B その他のもの	三%

別表第二第1605・59号を次のように改める。

1605・59	その他のもの	
	一 くん製したもののうち	
	貝柱以外のもの	六・四%
	二 その他のもの	七・二%

別表第二第2008・93号中「ヴァキニウム・オクシココス及び」を「及びヴァキニウム・オクシココス」及び「けいも」に改める。

別表第二第2009項中「又は」を「ナット又は」に、「を含み」を「及びココナッツウォーター

を含み」に改める。

別表第二に次の一項を加える。

二四〇四	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのもにに限る。）	無税
二四〇四・一一	非燃焼吸引用の物品	無税
二四〇四・一二	その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）	無税
二四〇四・一九	その他のもの	無税
	二 その他のもの	無税
	その他のもの	無税
二四〇四・九二	経皮摂取用のもの	無税
二四〇四・九九	その他のもの	無税

別表第三の一四の項中「[第四四〇七・一九号まで]を「[第四四〇七・一三号まで、第四四〇七・一九号]に、「[第四四一八・四〇号から第四四一八・七九号まで、第四四一八・九一号の一、第四四一八・九二号の一]を「[第四四一八・三〇号から第四四一八・八九号まで、第四四一八・九二号]に改め、「[第四四二一・一〇号]の下に、「[第四四二一・二〇号の二]を加え、「[第四四一八・九一号の二]又は「[第四四一八・九九号の二]」を「[第四四一八・九二号の二]又は「[第四四一八・九九号の二]」に改める。

別表第三の一五の項中「[第四四二一・九四号、第四四二一・九九号]を「[第四四二一・四一号から第四四二一・九九号まで]」に改める。

別表第三の二五の項中「[第五八〇二・一一号、第五八〇二・一九号]を「[第五八〇二・一〇号]に改める。

別表第三の四一の項中「[第八一〇六・〇〇号、第八一〇七]を「[第八一〇六項]に、「第八一一・二三号、第八一一・二九号、第八一一・五二号、第八一二・五二号、第八一二・五九号、第八一二・九二号、第八一二・九九号]を「[から第八一一・九九号まで]」に改める。

別表第四の二一の項中「[第九四〇一・九〇号の二]を「[第九四〇一・九九号の二]に改める。

別表第五の一の項中「[第〇三〇五・一〇号]を削り、「又は第〇三〇五・七九号の二の(二)のB若しくは(三)のB」を、「第〇三〇五・七九号の二の(二)のB若しくは(三)のB又は第〇三〇九・一〇号]に、「又は第〇三〇七・九九号の二]を、「第〇三〇七・九九号の二又は第〇三〇九・九〇号の一の(二)若しくは三の(三)に改め、「スキャロップ(いたやがい科のもの)及び」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法第七条の九の改正規定、同法第七条の十一第二項の改正規定、同法第七条の十二第二項第二号の改正規定、同法第九条の改正規定、同法第十二条の二から第十三条までの改正規定、同法第六十七号の八の改正規定、同法第六十七号の十の改正規定、同法第六十七号の十一第一号の改正規定、同法第七十二条の改正規定（「及び第三項」を、「第三項及び第四項」に改める部分に限る。）、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第九十四条の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定及び同法第一百五号の二第一号の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第二項から第九項まで及び附則第六条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正前の関税法（以下この条において「旧関税法」という。）第二條の三第一項に規定する特定災害は、第三条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第二條の三に規定する災害等とみなして、同条及び新関税法第二百二條の二の規定を適用する。

2 新関税法第七條の十二第一項第二号及び第六十七條の十一第一号の規定は、令和四年一月一日以後にこれらの号に該当するに至った関税法第七條の二第二項に規定する特例輸入者及び同法第六十七條の三第一項第一号に規定する特定輸出者（以下この項において「特例輸入者等」という。）について適用し、同日前に旧関税法第七條の九第二項及び第六十七條の八第二項の規定により読み替えて準用する所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第十二條の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）（以下この条において「旧電子帳簿保存法」という。）第十一条第三項第一号の規定により読み替えて適用する旧関税法第七條の十二第一項第二号及び第六十七條の十一第一号に該当するに至った特例輸入者等については、なお

従前の例による。

3 新関税法第十二条の二及び第十二条の四の規定は、令和四年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用する。この場合において、次の各号に掲げるものは、当該各号に定めるものとみなす。

一 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項のいずれかの承認を受けている旧関税関係帳簿（業として輸入する者に係るものに限る。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）又は電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この号及び第三号において同じ。） 新関税法第十二条の二第三項に規定する財務省令で定める要件を満たして備付け及び保存が行われている同項各号に掲げる新関税関係帳簿（業として輸入する者に係るものに限る。）に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム

二 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条第三項において準用する旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている旧関税関係書類（業として輸入する者に係るものに限る。）に係る電磁的記録 新関税法第九十四条の二第三項前段（新関税法第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する財務省令で定めるところに従つて保存が行われている新関税法第九十四条の二第三項前段の新関税関係書類（業として輸入する者に係るものに限る。）に係る電磁的記録

三 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第十条の特例輸入者又は一般輸入貨物を業として輸入する者により行われた同条に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録（これらの者が同条ただし書の規定により当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合における当該電磁的記録を除く。）

新関税法第九十四条の五（新関税法第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の保存義務者（業として輸入する者に限る。）により行われた新関税法第九十四条の五に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録

4 新関税法第九十四条の二第一項及び第九十四条の三第一項（新関税法第七条の九第二項において読み替

えて準用する場合及び新関税法第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する新関税関係帳簿（承認関税関係帳簿を除く。）について適用し、同日前に備付けを開始した旧関税関係帳簿（承認関税関係帳簿を含む。）については、なお従前の例による。

5 新関税法第九十四条の二第二項及び第九十四条の三第二項（新関税法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新関税関係書類（承認関税関係書類を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた旧関税関係書類（承認関税関係書類を含む。）については、なお従前の例による。

6 新関税法第九十四条の二第三項（新関税法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新関税法第九十四条の二第三項の新関税関係書類（承認スキャナ関税関係書類を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する旧電子帳簿保存法第四条第三項の旧関税関係書類（承認スキャナ関税関係書類を含む。）については、なお従前の例による。

7 新関税法第九十四条の三第三項（新関税法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新関税関係帳簿及び新関税関係書類に係る電磁的記録（いずれも承認電磁的記録を除く。）について適用し、同日前に保存が行われた旧関税関係帳簿及び旧関税関係書類に係る電磁的記録（いずれも承認電磁的記録を含む。）については、なお従前の例による。

8 新関税法第九十四条の五（新関税法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、令和四年一月一日以後に行う新関税法第九十四条の五に規定する電子取引の取引情報について適用し、同日前に行つた旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第十条に規定する電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

9 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧関税関係帳簿 旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第一項に規定する関税関係帳簿

- 二 新関税関係帳簿 新関税法第七条の九第一項に規定する特例輸入関税関係帳簿、新関税法第六十七条の八第一項に規定する特定輸出関税関係帳簿及び新関税法第九十四条第一項に規定する関税関係帳簿
- 三 旧関税関係書類 旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第二項に規定する関税関係書類
- 四 新関税関係書類 新関税法第七条の九第一項に規定する特例輸入関税関係書類、新関税法第六十七条の八第一項に規定する特定輸出関税関係書類及び新関税法第九十四条第一項に規定する関税関係書類
- 五 承認関税関係帳簿 前条ただし書に規定する規定（第二条及び第五条の規定を除く。次号から第八号までにおいて同じ。）の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項のいずれかの承認を受けている旧関税関係帳簿
- 六 承認関税関係書類 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第二項又は第五条第二項のいずれかの承認を受けている旧関税関係書類
- 七 承認スキャナ関税関係書類 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている旧関税関係書類
- 八 承認電磁的記録 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第五条第三項の承認を受けている旧関税関係帳簿及び旧関税関係書類に係る電磁的記録
(罰則に関する経過措置)
- 第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(とん税法の一部改正)

第五条 とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第九条の六（担保の種類及び提供の手続）」を「第九条の十一（担保）」に改める。

(関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 関税定率法等の一部を改正する法律（令和二年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中関税法第七条の九第二項の改正規定及び同法第六十七条の八第二項の改正規定を削る。

附則第一条第三号中「第七条の九第二項の改正規定、第六十七条の八第二項の改正規定及び」を削る。